

「タプー」と
公的共
同生活
の維持

も、全族「タプー」の支配を受け、之に依りて公的、共同生活を維持することを得るが如き即ち是れなり。「トムソン」氏曰く、「ニュー、ジールランド」人は「タプー」の如き規律無くしては治む可らざる人民なり。兇暴にして人の命令を侮蔑する蠻民と雖も、彼等が神慮なりと想像するものに對しては、畏懼して之に服従せり。人民が獸力に依つて支配せられんよりは、寧ろ迷信に依りて支配せらるるの優れるに若かざるなり』云。(A. S. Thomson, *The Story of New Zealand*, i. 105.) 「テール」も其著書「ニュー、ジールランド」及其人民中に論じて曰く、「タプー」の利益ある場合尠からず。社會の現状、無法律の状態、人民の兇暴なる性質等より考ふれば「タプー」は專制政治の代用物として敢て劣悪なるものに非ず、且つ之に依りて人民は殆んど組織的社會を成すに至るものなり』云。(Rev. R. Taylor, *Te Ika A Maui, or New Zealand and Its Inhabitants*, 2nd ed. p. 172 seq.)

而して文化最低級の蠻民間にありては、惡を禁ずるは最先の必要にして、未だ善を奨むるに迫らざるを以て、先づ族人の信念の歸向たる神を讀し、他人

消極的規
範と冥罰

「タプー」は
原始社會に
於ける行爲
の規範

教律より法
律への過渡
期

を害し、又は全族の團結を破るが如き惡行を防止するに非ざれば、共同生活を維持すること能はず。故に原始社會に於ける行爲の規則は、概ね皆消極的規範なるを常とす。「タプー」は行爲の忌避にして、之を客觀的規範とするときは、禁戒と爲ること、既に前に述べたるが如し。加之、若し其禁戒を破るときは、超自然的冥罰あるべしとの信念あるを以て、粗野の人民と雖も恐怖の信念の爲めに之を嚴守するに至る。是れ「タプー」が原始社會に於て最も效力強き行爲の規範たる所以なり。

「タプー」は素と信念より生じたる行爲の規範なるを以て、其性質は宗教上の戒律なり。故に其破戒に對する制裁が冥罰の信念のみに止まるときは、之を教律と云ふことを得べきも、多くの場合に於ては、之に加ふるに罪障消滅の爲めに僧侶、會長等に贖罪品を捧ぐる等の事あるに至るものなり。是れ現世的人爲罰を以て冥罰に代ふるの端緒にして、教律が法律に移るの過渡期に在るものと云ふことを得べく、若し又宗教罰に附加して、會長又は同族員が其破戒

戒律より禁令へ

者を殺し之を追ひ之を咎ふち又は之に罰品を科するが如きことあるに至らば「タブー」は宗教上の戒律より法律上の禁令たるに至りたるものと謂ふことを得べきなり。

第一 「タブー」と主権

組織的團體と集中的引力

主権及統治權の抽象的觀念は、其原始に於ては具象的に族長權若くは君權として現はるゝものなり。原人が群居生活を爲し、其群衆が組織的團體を爲し、竟に國家を形成するに至るまでには、幾多の世代と強大なる集中的引力の繼續とを要するものにして、其集中的引力あるが爲めに、團體を組成する各個人は數世代に亘り同一の求心力を有して、其歸向點を同うし、累代の共同生活に因りて生じたる同情心の爲めに、其團體の各組成員相互の間に於ても引力を生じ、随つて團體の凝聚力は倍々鞏固なるに至るものなり。原人は未だ社會生活に慣れず、共同生活の利益を自覺せざるを以て、血族的愛情等に依りて

主権の不可侵性

首長の超人的能力

自然に共同生活を爲す外、強大なる他力の存するありて、衆員を結束するに非ざれば、團體的存在及發達を爲すこと能はざるものなり。況んや團體生活の漸次發展して、竟に國家を形成するに至るは、征服其他の原因による數血族團體の併合に由るもの多きに居るを以て、異種の組成員を統率して、其團結を鞏固ならしめんとするには、必ずや極めて強大なる集中的引力なかる可らず。而して其集中的引力を強大ならしめんとせば、其團體を統率する首長の權力を不可抗的ならしむるに若くは莫し。換言すれば、首長の權力は神聖にして、侵す可らざるものならざる可らず。首長の權力を強大ならしむるには、先づ之に對して畏敬の念を起さしめざる可らず。畏敬の念を起さしむるには、先づ其首長に超人的能力あるの信念を惹起せざる可らず。而して首長に超人的能力ありとするには、首長は半神若くは神裔なるか、神より特惠を受けて超凡の能力を有する者なるか、天命を享けて君臨する者なるか、又は神使、豫言者、卜筮者、藥人等の如く、神意に通ずる者なりとするに若かず。斯の如き強大な

強大なる求
心力の中心

る求心力の中心ありて團衆より絶對の服従を受くるときは其團體の凝聚力は極めて鞏固にして内部に於ては分業協力漸く行はれて生活上の發展を爲し外部に對しては他の團體との競争に勝ち敵の攻撃に耐へて崩解滅亡を免かれ團體的競争の優適者として遺存發達するに至るものとす。

人類既に數百千載の經驗を積みて社會生活に慣れ共同生活の利益を自覺するに至れば社會の中心點に於て強勢なる牽引力の存し各社會組成員の力が同一の中心點に歸向するが爲めに鞏固なる團體存すと云はんよりは寧ろ社會組成員間の凝集力の強大なるが爲めに鞏固なる團體ありと云ふを以て適切なる解説と爲すことを得べきに至るものなり。他語を以て之を言へば凡そ社會的團體の存在には始めより首長の如き中心に向ふ縦的引力和各組成員間に存する横的引力の二者共に存せざる可らざるは言を俟たずと雖も原始時代に於ては縦的引力が結社の主因を成し社會の發展に伴ひ横的引力が結社の主因を成すに至るものなり。各個人の社會性未だ發達せざる原

超自然力に
對する信仰
に依つて維
持せらるゝ
求心力

「タプー」は
首長の權力
を不可侵な
らしむ

人間にありては假令ひ迷信なりとも最も強勢にして不可抗的なる權力を有する一中心點存在して衆員の之に歸向すること極めて緊要にして之に依りて人類は徐ろに社會的習性を取得し漸く開明の途に上ることを得るに至るものとす。而して原始的社會に於て其牽引力が超自然的信仰に基づく制裁に依りて維持さるゝときは其效力最も強大なるは言を俟たざる所なりとす。原始的社會に於て牽引力の中心たる首長の權力を強大ならしむるは即ち其社會の團結を鞏固にし團體的生存競争の優者たらしむる所以なり。首長の權力を強大ならしめ且つ之を永續せしめんとすれば獨り之を衆民と離隔して其生命身體を絶對に安全ならしむるのみならず其半神的屬性を維持して衆民をして畏敬せしめざる可らず。而して「タプー」は此目的を達するに最も適當なる手段たりしなり。首長は必ずしも勇武群を抜く者に非ず故に若し衆民の濫に之に近づくことを許さば何時危害の其身邊に及ぶや測る可らず。首長は必ずしも智徳衆に勝れたる者に非ず。故に若し群衆をして濫に

狎れ近づかしむるときは、直ちに其首長の敢て自己に異なりたる超自然力を有するものに非ざることを發見し、輒もすれば其短所、惡癖等を暴露して威信を損ずるの虞無しとす可らず。若し首長の生命、身體に保障なく、弑逆篡奪行はるゝときは、團體の求心力屢々搖ぎ、爲めに其社會の基礎を危くするに至る。若し首長威信を缺き、衆民之を畏服するの念薄らぐときは、團體の求心力之が爲めに弛び、援いて其社會の凝聚力を弱むるに至る。是を以て、常人の之に觸接し、若くは近接することを嚴禁し、進んでは之を觀視し、若くは其名を唱ふることさへ許さず、之に依りて獨り危害を其生命、身體に及ぼすの虞なからしむるのみならず、苟も輕侮の念を生じ若くは誹謗を爲すの途は一切之を杜絶し、若し誤つて觸接、近接し、又は觀視、唱名する者あらば、其者は早晚必ず神罰を蒙るに至るべしと爲し、以て生命、身體の安全を絶対に保障し、威權を永遠に保持せんといたるものなり。其他首長の宮室を宏大にし、其車駕、服飾、兵器、儀仗等を莊麗にし、外部より施したる裝飾に依りて威嚴を加ふるが如きは、最も普通

離隔は首長の生命、身體、威權の絕對保障

なる手段なりと雖も、尙ほ之にも優りて最も有效に君主の超凡的、半神的尊嚴を保たしむるものは、君主を常人と離隔することなりとす。近づけば狎れ、狎れば輕んずるに至るは、人の常情なり。之に反し、遠ざかれれば知らざれば覺らず、解し易きの言は之を卑近なりとし、解し難きの論は之を高尙なりとし、不可思議なるものは之を畏れ之を敬ふは、亦人の常情にして、故郷に豫言者無しと云ひ、夜目、遠目傘の内と云ひ、*“Distance lends enchantment”*と云ふが如きも、蓋し此理に外ならず。是れ原始的民族が政治的組織を具ふるに至るの初期に於て、往々酋長と其族人とを絶対に離隔するの習俗を生ずる所以なり。此の如き習俗を生じたる民族に於ては、其統率者の威權は漸く強大なるに至り、隨つて其民族の團結は愈々鞏固にして、他の民族との競争に於て優勝なる位地を占むべきを以て、其民族の發展と共に、竟に國家的組織を具ふるに至るべきものとす。君主の神聖は斯の如くにして維持せられ、君權の不可侵は斯の如くして發生したるものなるを以て、國家組織既に成り、君主專權の政

「タブー」と主權不可侵の原則

體既に確立したる後と雖も、君主に對する「タブー」は最も廣く且つ最も嚴格に行はれ、具象的に君主の神聖不可侵の原則を生じ、國家が立憲政體を有するに及んで、抽象的に主權不可侵の原則を生ずるに至りたるものとす。原始的民族に於て、君主は觀る可らざるものとし、君主は觸る可らざるものとし、君主は近づく可らざるものとし、君主の名は唱ふ可らざるものとし、君主の事は言ふ可らざるものとせるは、文化高等の國家に於て、憲法上主權不可侵の原則を生ずるの源泉たりしなり。

君主に對する三種の「タブー」

君主に對する「タブー」は之を左の三種に分つことを得べし。

第一 觀視の「タブー」

第二 觸接の「タブー」

第三 稱呼の「タブー」

第一、觀視の「タブー」

原始的社會に於ては、會長又は君主の身體若くは顔面を觀ることは最も嚴

君主を仰ぎ觀るは大不敬 神罰を受く

重なる「タブー」の一にして、凡眼を以て君主を仰ぎ觀るは、即ち其神聖を冒瀆するものにして、其罪殆ど瀆神罪に等しきものなりとし、國家組織あるの後ちは、之を大不敬の罪と爲すに至るものなり。故に若し凡俗なる常人の眼が君主の體に觸るゝことあるときは、其者は忽ち神罰に因りて眼昏み、體竦み、或は盲目と爲る等の迷信は、最も廣く原人間に行はれ、而も其迷信ある者が誤つて君主を觀ることあるときは、忽ち恐怖に撃たれて眼昏み、卒倒するが如き場合尠しとせず。故に君主は内に在りては其居を深くし、外に出づれば行人を排らひ、拜觀又は隙見を嚴禁し、他人を引見するときは幕障子又は簾を隔つる等の方法に依り、凡俗の觀視より離隔して倍々其崇仰の念を深からしめんとせり。觀視の「タブー」は文化の或程級に於ける人類の一般的習俗とも稱すべきものにして、何れの國に於ても其例に乏しからず。「アリヤン」入種の祖先に此習俗ありたるは、「マヌー」の聖法典に依りて之を知ることを得べし。同法典第七章に、

觀視の「タブー」は一般的習俗

國王は諸神の微分子を以て作られたる者なるを以て、其光輝一切の造化物に超越す。故に太陽の如く目及心臓を焼くものなるを以て、世界に於ける何人も之を仰ぎ観ることを得ざるものとす。(The Laws of Manu, vii.

5-8. Bühler's translation.)

「ヘロドツス」に依れば「メデイヤ」に於ては國王を観ることを禁ずるの法ありたりと云ふ。(Herodotus, i. 99.) 斯の如く國王を観るは即ち其神聖を瀆すものにして「タブー」違反の爲めに神罰を蒙るのみならず、君主の尊嚴を冒すものとして人罰を蒙るに至るものなるを以て、獨り人民に之を禁ずるのみならず、君主も自ら人民の觀視を避くるの慣習を生ずるに至れり。

君主が人民の觀視を避くるの一方法は、其宮殿に籠居することなり。西「アフリカ」の「シャーク・ポイント」(Shark Point)に於ては國王は其宮殿外に出づる能はざるのみならず、其玉座の椅子をも離るゝこと能はざるものとし、夜も其椅子の上に眠ると云へり。「フェルナンド・ポー」(Fernando Po)の王は、足枷にて其宮殿

宮殿に籠居す

に繋がれ居ると云ひ、「オニツチャ」(Onitsha)の王は、王宮外に出でんとするときは、先づ奴隷を殺し、之を贄として神を祭るべきものとせり。「ゼノフォン」の記する所に據れば「モシネーシ」(Mosynoesti)の王は常に高塔に住みて平地に降ることを許されざりしと云へり。(Xenophon, Anabasis, v. 4. 26.)

觀視の「タブー」あるが爲めに、國王が常に覆面を爲すの慣習も頗る廣く行はるゝものとす。例へば「ダールフル」(Darfur)の「サルタン」は白布を以て面部を覆ひ、僅に目を顯はすのみなりと云ひ、中央「アフリカ」に於ても覆面を以て君權の標章と爲すもの頗る多しと云ふ。

國王が臣下を引見するに簾又は幕を隔て、之を爲す習俗も亦頗る廣く諸民族間に行はるゝものとす。「ワダイ」(Wadai)の「サルタン」及「ボルヌー」(Bornu)の國王は、臣下と語るに常に幕の内よりし、「チョンガ」(Chonga)の王が臣下に謁を賜ふときは、菰を垂れて其内に座し、其姿を現はすこと無くして談話すと云ひ、「コロムビヤ」の「ムイスカ」(Mysca)印度人は、國王を見るを大不敬と爲すを以て、奏

簾を垂れ幕を下す

覆面を爲す

君主を仰ぎ
觀たる制裁

聞を爲すことあるときは、後ろ向きに立つを以て禮とし、又盜犯者數回の刑罰を受くるも尙ほ改めざるときは、國王の前に引出して之を見しむるを以て最後の刑罰とす。國王を見て其神聖を冒瀆したる者は、大不敬漢として族人より絶交せられ、何人も之と取引を爲さず、言葉をも交す者無きに至るを以て、遂に道路に餓死するに至ると云ふ。(Frazer, The Golden Bough, II. p. 121.) 「モンテズマ」(Montezuma) は其臣民より神と仰がれ、彼が外出したる際彼を視る者は死刑に處せられたりと云ふ。

本邦

九重の中に
坐します

楠木正行、

斯の如く、君主は神聖にして、凡俗の徒は視感を以てすら之に觸るゝ能はざるものとする觀念は、最も廣く各民族間に行はれたるものなり。本邦に於ても、天皇は神聖にして、臣民の仰ぎ視る可らざるものなりとは、古來存したる觀念にして、維新の時に至るまで、九重雲深く宮中に坐しまして、通常五位以上の者に非ざれば昇殿を許されず、臣下に拜謁を賜ふときは、御簾の中に坐しまして、龍顔を拜することを得ず。楠木正行が高師直と決戦を爲して忠孝を全う

板倉重矩の
特例

せんが爲めに最後の參内を爲したるとき、主上は南殿に出御坐し、御簾を高く捲かせて謁を賜ひたる如きは、實に異數の恩遇なりしなり。板倉重矩が京都の所司代に任せられたるとき、強ひて御簾を掲げさせられんことを乞ひて龍顔を拜し奉りたることは、普く人の知る所なり。所司代の如き官吏すら天顔を拜することを許されざりしこと此の如し、況んや一般の國民に於てをや。

徳川將軍の
御成

徳川幕府の盛時に於ては、將軍の外出する時に於てさへ庶民が之を觀視することを嚴禁せり。將軍が上野東叡山及芝三縁山に廟參し、又は鷹野に出づる等の際には、總べて其通路の兩側なる家屋の窓戸を密閉せしめ、或は板圍目隠等を作りて之を掩蓋し、或は其隙間に目張りせしむる等の制あり、文久二年十月に至りて始めて之を廢止せりと云ふ。當時人口に膾炙したる落語に、某將軍が侍臣に向ひ、余は豫ねて兩國は熱鬧を極むる繁華の地なる由を聞き居たるに、余の通行する際は寂として人影を見ざるは如何と尋ねたるに、侍臣は

「之は上様の御成の時であるからで御座います」と答へたれば、將軍は「然らば、御成でない時に行つて見よう」と言ひたりと云ふものあり。當時將軍の權勢盛んにして、幕吏が觀視の「タブー」を嚴酷に勵行したる真相を反映する俚話と云ふべきなり。

第二 觸接の「タブー」

君主は仰視するさへ尙ほ且つ之を冒瀆の行爲と爲すを以て、其身體に觸れる又は近接するが如きは、文化の程級如何を問はず、殆んど何れの國に於ても之を大不敬の行爲と爲さざるもの無し。殊に首長は神性を有するものなりとする民族は、觸接、近接を以て最も嚴格なる「タブー」とし、之を犯す者は必ず冥罰を蒙るべきものとせり。例へば「メラネシヤ」群嶋に於ては、祖先崇拜を以て政權の基礎と爲し、君主は神孫なるを以て、君主の身體は神聖にして、侵す可らざるものとし、身體及身邊にあるものは悉く「タブー」なりとし、其禁諱に觸るゝものは、忽ち祖靈神の罰を蒙るべきものとせり。(Bail Thomson, The Fijians, pp.

第二、觸接の「タブー」

君主に對する觸接又は近接は大不敬

冥罰を受く

太平洋諸群

島に於ける觸接の「タブー」の習俗

57-59, 64, 158.) 又「アレ」群嶋及「フリカ」の「アンゴラ」に於ても、會長の身體は神聖にして之に觸るゝ者は忽ち死すとの迷信あり。「ポリネシヤ」群嶋に於ても會長の身體は觸接の「タブー」に依りて保護せられ、其禁諱に觸るゝ者は必ず神罰を蒙りて死すべしとの信仰一般に行はる。例へば「ニュー・ジブラント」の「マオリ」の會長は神(atua)の現身なりと信ぜられ、其身體、財産及び權力は「タブー」に依りて保護せらる。殊に其身體の如きは神聖の極にして、假令ひ其生命を救ふ必要ある如き危急の場合に於ても、他人の之に觸るゝことを許さざるものとせり。或時一會長が魚の骨が喉にかゝりし爲め、其苦痛に耐へ兼ね、殆んど窒息せんとしつゝありたるに、人民等は之を觀て驚愕したるも、會長の身體に觸るゝ者は忽ち死すべしとの信急あるが爲めに、只遠方より之を取卷き、囂々として立騒ぐのみにて、一人として其身邊に近づきて之を救はんとする者なし。時に一人の歐人宣教師あり、外科器械を携へ來りて其魚骨を拉き去り、會長の生命を救ひたるに、其會長はやゝ半時間を経て漸く言語を發すること

を得るに至るや、其最初の言葉は、外夷が神聖なる頭に手を觸れ、神聖なる血を流したる罪を咎むるの語にして、其贖罪の爲め、贖物たる外科器械を沒收すべしとの宣言なりしと云へり。(Yate, An Account of New Zealand, pp. 104. et seq.) 矢野龍溪居士の「浮城物語」中、日本人菊川某が「モルヒネ」劑の注射に依りて蠻族の副會の腹痛を醫したる一項の如き、或は其着想を此有名なる記事に得たるものに非ざるか。彼の荆軻が燕の太子丹の爲めに秦王を刺さんとし、左手王の袖を把へ、右手匕首を持ち、王の胸を搦さんとして未だ身に至らず、袖絶ち、王は柱を環つて走り、荆軻匕首を揚げて之を追ふが如き、危急の刹那、宿衛の士兵を執つて階下に列するも、敢へて昇殿して救に赴くを得ざりし如き、以て當時禁制の嚴なりしことを知るに足るべし。(史記評林刺客列傳)

「タブー」の延長性

會長は最も神聖にして絶対に不可侵なるを以て、身體に關する觸接の「タブー」は延長性を有し、獨り直接に其身體に觸るゝことを許さざるのみならず、間接に之に觸れ、若くは近づくを以て「タブー」違反と爲すことあり。故に國王の

君主の居所

身體に關する觸接の「タブー」は、其身體の周圍に延長して、其居所に及び、何人も之に侵入することを許さざるものとするは、各民族を通じて殆んど一般に行はるゝ慣例なりとす。有史以前の「ギリシヤ」に於て、國王の宮殿及乗車を神聖不可侵の物と爲したるは、「ホーマー」の詩篇に依つて之を知ることを得べし。本邦に於ても、皇宮を禁闕と云ひ、侍御にあらざれば之に入ること許さず。又京都の御所に於ては、承明門以内を禁中、禁裏、禁廷、禁苑と稱し、其他禁闕、禁門、禁垣等の稱ある如く、皇居に關する名稱には禁の字を冠するもの極めて多く、之に依りて常人の之に入ること禁ずるを示すものなり。

皇居に「禁」の字を冠す

君主の所有物

君主に存する「タブー」性は、尙ほ延長せられて、其所有物に及ぶものとすること多い。殊に君位繼承の寶器、傳國の印璽、衣冠等の如きは、禁諱品中の最も重要なるものにして、之を見る者は明を失ひ、之に觸るゝ者は命を失ふものとするが如きは、極めて廣く行はるゝ信念なり。(vide, e. g. Frazer, Psyche's Task, p. 9.) 「マオリ」(Maori) 人間に於ては、會長の身體のみならず、會長の所有品に觸れ又た

は酋長の残食を喰ふ如き行爲を爲したる者も、忽ち神罰を蒙りて死すべしとの信念行はれ、誤つて此の如き行爲を爲したる者が、後に之を知るときは、劇甚なる恐怖に打たれて死すること尠からずと云ふ。「エート」氏の記す所に依れば、「マオリ」の一婦人果物籠の中より桃の實を取りて食ひたるに、其桃は禁苑に生りたるものなりと告ぐる者あり。彼女は之を聞くや、忽ち其籠を投じて悲鳴慟哭し、翌日に至りて悶死せりと云ふ。(W. Yate, An Account of New Zealand, pp. 104. et seq.)

「タプー」の感染性
 觸接の「タプー」は、感染性を有し、其「タプー」性を君主の身體の觸るゝものに傳ふることも、宛も磁石が其磁性を鐵に傳ふるが如きものあり。「タヒチ」(Tahiti)に於て、酋長の踏みたる地又は入りたる家は、神聖なるものなるを以て、常人の之に入ることを許さず、其地を踏み其家に入る者は、神罰を蒙りて死すべきものとせり。此の如き習俗は最も廣く行はれ、國王の一たび通過したる道路は、爾後他人の通行することを禁じ、國王の宿泊又は休憩したる家屋は、爾後他人の

「ポリネシヤ」

「ニユー・ジブラント」

之に入ることを禁ずるが如きは、普通に各地方に觀る所の習俗なりとす。觸接の「タプー」は、其感染性に依り、他人の身體の媒介に依りて延長せらるゝことあり。例へば「ポリネシヤ」の「トンガ」人は、酋長の侍臣等にして、其手が酋長の身體に觸るゝことあるときは、「タプー」は忽ち其手に感染するを以て、其酋長の足に觸れたる手にて飲食するときは、酋長の「タプー」性が其飲食物に傳はるが爲めに、全身忽ち脹れ上りて死すべしと信ずと云ふ。(W. Mariner, Account of the Natives of the Tonga Islands, 2nd ed. p. 141 et seq.; ii. pp. 82. et seq.; 222 et seq.; Frazer, Psyche's Task. p. 8.) 「ニユー・ジブラント」の「マオリ」人は、酋長の身體を神聖なりとする結果、酋長の觸れたる物は忽ち其「タプー」性に感染し、之に觸るゝ者は神罰を蒙りて死すべきものとす。「リチャード・テロー」の記す所に依れば、酋長の火打箱なるを知らずして、之を用ひて烟草を呑み、後に至りて之を知りて驚愕の餘り死せし者あり。又酋長が火を吹き起すときは、酋長の神聖なる息は「タプー」性を其火に傳ふるを以て、其火は亦之を用ひて煮炊きたる食物に

「タプー」性を傳へ、之を食する者は忽ち神罰を蒙りて死すべきものとす。酋長の固有する「タプー」性は、感染に因りて蔓延すること此の如くなるを以て、注意深き酋長は、族人に及ぼす危険を慮りて、一たび身に觸れたる衣服、器具等は之を投棄することなく、又親ら火を吹き起す等の事を爲さずと云ふ。(Rev. R. Taylor, *Te Ika A Maui, or New Zealand And Its Inhabitants*. 2nd ed. pp. 352 et seq.)

主權不可侵の觀念は、原始社會に於ては具體的に酋長又は君主の身體に對する「タプー」として現はれ、其始に於ては直接に其身體に觸るゝことを禁じ、尙ほ其安全を保障せんが爲めに之に近づくことをも禁ずるに至れるものなり。社會の組織の完備するに隨ひ、其近接諱避の距離は倍々延長せられ、酋長若くは國王の身邊を環る一定の圏域を以て「タプー」の範圍と爲し、苟も其區域内に於て殺傷鬭爭、強竊盜の如き治安を害すべき行爲を爲す者は、即ち其特權を侵すものなりとして之を罰するに至れり。

英國の法律に於ける King's peace (國王の治安) の制度の如きは、觸接の「タプー」

「タプー」に
依る不可侵
圏

英國法の

King's peace

の延長の最も大なるものなり。「アングロサクソンの古法に依れば、國王の身體を中心とする一定の圏域を「不可侵界」(margin; inviolable precinct) と爲し、苟も此區域内に於て治安を害すべき行爲を爲す者は、即ち國王の不可侵權を害する者とし、國王は之を死刑に處し、又は其財産を沒收することを得るものとせり。

此不可侵界の測定法は、國王の治安なる觀念が其起原を「タプー」に發するものなることを示すに足るべし。「エセルレッド」王(King Ethelred)の法律に依れば、此不可侵界は家の戸口より投げたる槍の到達點を基準として劃いたる圏内を以て單位とするものにして、之を「投槍距離」(Lance-shot) と稱し、其不可侵界は身分に應じて二「ランスショット」三「ランスショット」と云ふ如く、次第に其範圍を廣むるものなりとせり。「投槍距離」は古代に於て弓矢以外の武器を以て人を傷害し得べき最大距離なるを以て、之を「不可侵界」の單位とし、其人の位地の尊貴に準じて其範圍を廣くし、國王の如きは射撃又は投石以外の距離に其治安

投槍距離

圏の周圍線を劃して、最も安全なる位置に在らしめたるものなり。例へば「アイルランド」の古法なる「ブレホン」法(The Brehon Law)に依れば「投槍距離」を測定する槍の長さは、穂尖より石突まで十二握にして「ボーアイル」(bo-aire)級會長の不可侵界を一「ランスショット」とし、其上級なる「エールデサ」(aire-deasa)級會長の不可侵界を二「ランスショット」とし、階級の昇るに隨つて其圏域を大にし、總會長たる國王は六十四「ランスショット」を以て其不可侵界とせり。投槍距離は身邊の不可侵圏を定むるに最も自然なる單位なりしも、後に至りては、國王の威權の増すと共に其範圍は漸く擴大し、人爲的に種々の規則を設くるに至り、第十一世紀の頃に及んでは、國王の治安圏は國王の宮殿又は行在所を中心とし、其周圍三「マイル」三「ファロンダ」三「エーカー」三「ブレッツ」九「フイート」九「バーム」三「バーレー、コーン」(three miles, three furlongs, and three acre-breathes, nine feet, nine palms, and three barley-corns.)の距離を以て劃したる圏域に及ぶものとせり。(Palgrave, Rise and Progress of the English Commonwealth, i. 284-5.)而して其始めは近接の「タブー」

國王の治安圏

に等しく、直接に會長又は國王の身體に對する危害を防ぐの目的に出でたるものなりと雖も、後には其圏域内に於て鬭争を爲し、人を殺傷し、強竊盜を爲すが如きは、即ち身邊の安寧を害し、間接に危険を會長又は國王に及ぼすものとして之を罰するに至れり。(Cherry, Growth of Criminal Law in Ancient Communities, Lect. vi.)

國王の治安圏の擴張

英國法に於ける「國王の治安」なる觀念は、原と國王の生命、身體を保障すべき安全區域を定むるに始まりたるものなるを以て、王權の發達と共に其範圍を擴張するに至れるは自然の勢なり。而して「アングロサクソン」時代に於ては、國內未だ治まらず、族戰私鬭頻りに起り、法令、慣習も私鬭を公認して、只其方法を制限するに止まるが如き状態なりしを以て「Law of King Alfred. c. 42.」此の如き社會に於て、鬭争、盜奪を嚴禁する「治安」の利益の大なりしや言を俟たず。治安圏の設定に依り、獨り國王自身が其生命、身體、財産の保障を得たるのみならず、其圏内に在る人民も亦同時に殺傷、盜奪等を免れて、其餘惠を享くるに至

「治安」の授
興

れり。又國王は自己の「治安」を臣下に授けることを得るものとし、之を受領したる者は、其身體住宅又は領地不可侵の特権を得るものとせり。故に、一方に於ては、一般人民は、國王の治安圏の廣まるを歡び、寵臣、貴族等は國王より「治安」を授けられんことを熱望するに至り、他方に於ては、國王は治安圏の擴張は即ち自己の權力圏の擴張なるのみならず、其圏内に於て生じたる治安紊亂罪に對する沒收財産、贖罪金、罰金等に依りて収入を増したるを以て、之が爲めに有形無形の利益を受けたること尠しとせず。此の如く、治安圏の擴張は君民交々希望する所なりしを以て、アングロサクソン時代の末より、ノルマン朝の始めに當りて、「國王の治安」は機會ある毎に其範圍を擴め、竟に王國の全部に及びたるものゝ如し。

「國王の治安」なる觀念は、原と國王の身體安全保障の爲めに生じたるものなること前述の如くなるが、ノルマン戦捷の後、竟に國中一般に及びたる時に於ても、往々古態復現とも稱すべき法令を觀ることありたり。「ヘンリー」第八

治安は國王
の屬身的特
權

世の第三十三年第十二號の法律の如きは其一例なり。曰く、

惡意を以て人を攻撃し、之が爲めに宮殿其他王の居所の境内に於て血を流したる者は、「國王の治安」を侵害したる者とす。(33 Hen. viii. c. 12.)

「國王の治安」は、後世の學者の説く如く、抽象的に王位に屬するものに非ず、具體的に王位に居る人に屬するものなり。「ポロック」の言ふ如く、「國王の治安」は「王位の治安」(the peace of the Crown)に非ずして、「ウリヤム」王又は「ヘンリー」王の「治安」(The peace of William or Henry)なりしなり。(Pollock, Oxford Lectures, p. 37.) 故に國王崩ずるときは、其「國王の治安」は其人と共に死し、其瞬間より次の王が即位して「治安」の宣言を爲すまでは、何人と雖も殺傷、盜掠を擅にしたること、恰も「國王の治安」圏外に於ては生命、財産の保障無かりしと同一なる状態に在りたり。一一三五年に、「ヘンリー」第一世の崩ずるの報一たび國內に傳はるや、鬭爭掠奪到る處に行はれ、全國內忽ち混亂の状態に陥りたる事あり。(The Chronicle)「ヘンリー」第三世の崩じたる時、太子「エドワルド」は十字軍に加はり、恰

國王の治安中止

も「パレスチーン」に遠征中なりしを以て若し新王の歸國を待つときは、其間國內秩序紊亂して盜賊横行するに至るべきを以て、貴族等は專斷を以て臨機の處置を採り、國王の名を以て「治安」を宣言し、之に依りて秩序を維持することを得たりと云ふ。爾來國王の治安中止「(suspension of the King's peace)」の例は、其跡を絶つに至れり。此一事の如きは、古代國王の治安なるものが、國王の一身に專屬したる「タブー」の觀念より生じたるものなることを示す例證と爲すに足るべきものなり。

治安圏の擴張

治安圏の擴張は、王權の延長なるを以て、國王の意思に基くべきものなるは言を俟たず。而して國王の身體を中心として、其範圍の自然に廣まるもの以外に於ける擴張は、其始は特別なる人時、又は所に關して行はれたるものとす。人に依る治安の擴張は、國王親授の治安「(Cyninges handgrith; pax regia per manum vel breve data.)」にして、其始に於ては國王常侍の臣、勅使、其他特に王室の事務に従事する者に授けたりしが、後に至り、貴族其他の者に授くるに至れりと

(一)人に依る治安の擴張

國王親授の治安

云ふ。國王より治安を親授せられたる者は、自己の生命、身體、名譽、自由、財産の安全を保障せられたるものにして、若し之を侵害する者あれば、國王の治安、紊亂者として嚴罰に處せらるべきを以て、當時無秩序の社會に在りては、親授の屬人的治安の貴重なりしは言を俟たず。「ノルマン」戰捷當時に於ては、此親授の治安は高價を以て賣買せられ、「ポロック」の云ふ如く、例へば金銀寶石商が旅行する如き場合に於て、貴族より之を高價に買受けて、其生命及貨物の安全を圖る如きは、蓋し普通の事なりしなり。(Pollock, Oxford Lectures, p. 76.)

治安の賣買

(二)時に依る治安の擴張

時に依る治安の擴張は、國王が特に祝祭日等を以て、國王の治安の全國に及ぶべきものとするに依りて行はれたり。例へば國王戴冠式を擧ぐるに當り、詔勅を發して式日より一週間全國に「治安」を布くを例とし、又「クリスト」降誕祭「(Christmas)」復活祭「(Easter)」聖靈降臨祭「(Whitsuntide)」の三大祭日より各一週間は國王の治安全國に及ぶものとせるが如し。

戴冠式布告の治安

戴冠式の詔勅に依りて宣言せられたる「治安」は、其始めは一週間を以て期限

としたるも、後に至りては敢て期限を附せざりしを以て、第十三世紀の頃に至りては、其王の治世間繼續するものとするに至れり。

所に依る治安の擴張は國王の居所を中心とせず、國王が特定の場所を治安の區域なりと宣言するに依りて行はるゝものなり。「アングロサクソン」時代に於て「ウァトリングストリート」(Watling Street)「ヘルミングストリート」(Erming Street)「フォススウヰー」(Foss Way)「ハイケニルドウヰー」(Hykenild Way)の四大國道に國王の治安を布きたるが如きは、其最も著明なる例なりとす。「エドワード、セ、コンフェッソル」王の法律 (Edward the Confessor. 12.) にも、此四大國道の國王の治安區域なることを掲げ、其他都市に食糧を運輸すべき重要な水路をも治安區域とせることを記せり。是等の擴張は當時盜賊横行し、公道に於ける強盜殺傷屢々行はれたるを以て、行旅の安全を保障せんが爲めに、其始に於て水陸の公路中最も重要なものを國王の治安圈内に編入したるものゝ如し。右の四大國道中、前の二道は王國を縦貫し、後の二道は横貫せるものなりと云ふ。

(三)所に依る治安の擴張

大國道の治安

ふ。後に「國王の公道」(King's highway)の稱あるは之に始まり、追剝を「公道の人」(Highway man)と稱するも、蓋し當時の社會状態に起因したるものなり。「ウィリヤム戦捷王」の法律第二十六號に左の規定あり。

「ウァトリングストリート」「エルミングストリート」「フォスス」「ハイケニルド」の四公道に於て旅客を殺傷又は毆打する者は之を國王の治安紊亂者とす。(Will. I. 26.)

所に依る治安の擴張は國王の治安が「タブ」の原始觀念を離れて、法律的觀念に變じたる徑路を最も明瞭に示すものにして、公道に於ける國王の治安は國王一身の安全保障に非ずして、全く人民の保護の爲めに之を設定し、國王は却て人民の爲めに其區域内に於て治安を維持するの公職を負ふに至れり。

此の如く、國王は「王國一般の治安維持者」(The king is the general conservator of the peace of the Kingdom.)として治安紊亂の行爲を罰したるを以て、後世に至り、國王は「正義の源泉」(The king is the fountain of justice.)として司法權を總攬する

「タブ」觀念より法治觀念へ

國王は正義の源泉

ものとするに至れり。(Blackstone, Commentaries, i. p. 226.)

然れども國王の治安なる觀念は、元と國王の身體安全の保障に其起原を發したるものなるを以て、之を其身體の安全に關係無き場所に及ぼすは非常なる革新にして、全く「治安」の意義を變ずるものなりしを以て、此場合に於ても、保守的社會に於ける慣用手段に依り、國王の遍在性 (Ubiquity of the King) なる擬制を用ひ、國王は王國內到る處として居らざる處無きが故に、宛も國王の雰囲気、氣の如く、其身體を環る治安は王國の全部に及ぶものとし、之に依りて人民に驚異の念を起さしめず、曾て王室に限りたる保護を全王國に及ぼすに至れり。 (Pollock, Oxford Lectures, p. 87.)

此の如く、始め「タブー」の觀念なりし「國王の治安」は、竟に「王國の治安」と爲り、人民の治安と爲り、人民の生命、身體、名譽、自由、財産の權利の保障と爲り、司法權の基礎と爲り、國王は最高の治安維持者として、罪を犯し治安を紊亂する者を訴追して、之を罰するの公職ありとするに至れり。

國王遍在性の擬制

國王の治安は王國の治安と爲り、人民の治安と爲る

第三、稱呼の「タブー」

其人に對する敬避を延長して其名に及ぼす

第三 稱呼の「タブー」

君主の神聖に對して敬避するの習俗は、君權の發達と共に發展し、獨り其身體に觸接、近接し又は之を觀視することを許さざるのみならず、其名を唱ふることをさへ之を嚴禁するに至れり。故に君主に對する敬避は獨り觸感に止まらず、延いて視感、聽感に及び、君主は言語に於ても、近づく可らざるものとし、直接に君主の名を唱へ、又は君主の事を言ふことを禁じ、文字の使用あるに及んでは君主の名を其儘に書することを許さず、若し之を書するときは其文字の一部分を闕く等の習俗を生ずるに至れり。名は事物を標示するの符號たるに過ぎずと雖も、文化低級の民族は、動もすれば名稱と實體とを同一視し、名は實の實にして、姓名は人格の一部なるが如く考へ、且つ、其人の運命と離る可らざるものとするに至る。故に其名を敬ふは即ち其人を尊ぶ所以なりとし、其名を辱むるは即ち其人を侮る所以なりとし、其人に對する敬避を延長して、其名に及ぼすは、最も廣く各民族間に行はるゝ習俗なり。稱呼敬避の習俗は

稱呼敬避俗の三種

之を左の三種に分類することを得べし。

- 一 祕名俗
- 二 避唱俗
- 三 避書俗

(一) 祕名俗

君主の名を
嚴秘す

君主の名を敬避するの極は之を嚴秘して公衆をして之を知らしめず之に依りて絶對に冒瀆の途を塞ぐものあり。ダホメー(Dahomey)に於ては國王の名は神聖にして凡俗の之を知る可らざるものとす。若し常人が之を知るときは或は之を唱へて其尊嚴を瀆し或は逆賊敵人等の其名を呪詛する等の虞無しとす可らざるものとす。此を以て「ダホメー」の人民は其國王の實名を知らず國王の事を言はんとするときは只其盛徳を讚する稱號 (nyisee) を用ふるものとせり。「ナイセセ」とは勇名の義にして即ち國王の勇武を表する尊號なり。「フレージャー」の記す所に依れば暹羅に於ても往時國王の實名は之を公

稱號を用ふ

(一) 避唱俗

音聲の觸接
を敬避す

諱、「いみ
み」の禮制

「ズールー」

にする時は呪詛の虞ありとして之を嚴秘し若し之を唱ふる者ある時は之を牢獄に投ぜり。故に人民は國王の名を知る者無く國王の事を稱する時は「大帝」神孫「至尊」等の尊稱を用ひたりと云ふ。(Frazer, The Golden Bough, II. pp. 374, 375.)

(二) 避唱俗

名實唯一なる幼稚思想あるが爲めに其人を敬畏して其身體に觸接又は近接せざるの習俗は、援いて音聲を以ても之に觸れざるの習俗を生じ君主其他の尊貴の名は假令ひ人民之を知るも之を言ふことを許さず之に違ふ者は宗教罰、社會罰若くは法律罰ありとするに至れり。支那に於ける諱の禮制、我邦に於ける「いみみ」の制度の如きは此習俗に基くものなり。此尊名避唱の習俗も亦頗る廣く世界の各方面に行はるゝものゝ如し。

「アフリカ」の「ズールー」(Zulu)人に行はるゝ避唱俗の如きは其最も顯著なるものゝ一にして國王の名は勿論、會長の名、自己の祖先の名を稱せざるのみならず、其名の音に近き語は悉く避けて之を言はず之に代ふるに他の語を以て

するものとする。例へば國王の名が「ウムファン、ラインレーラ」(Umfan-oinhlele)なるときは「エンレラ」(通路)を「インヤツゴ」と云ひ、先王の名が「マンヂニ」(Manzini)なりしを以て「マンジ」(水)を「マタ」と云ひ、國王の祖父の名が「イムコンド」(Imkondo)なりしを以て「ウムコンド」(槍)を「エムビガツ」(Embiga)と云ひ、三代前の王の名が「ツチャニ」(Tshani)なりしを以て「ツチャントイ」(草)を「インコスタ」と云ひたる如く、(Frazer, The Golden Bough, II. p. 376.) 獨り現在及過去の國王の名及之と類似の音響を有する語を用ひ又は之を唱ふることをせざるのみならず、是等の語は悉く其通用を禁止し、他の新語を鑄造して之に代ふるを以て「ゾール」語は國王の代替り毎に變化し、從來の普通語の廢せられて新語の之に代るもの頗る多く、加之、此國諱の外に、酋長の名も「タブー」なるを以て、一會族毎に敬避語を異にし、又一家に於ても祖先の名を諱避するを以て、各家に於ても新代用語あり。故に「ズール」語は國語、族語、家語重疊複雑し、國諱の爲に作りたる新語あり、一族の諱避の爲に作りたる新語あり、一家の諱避の爲めに作りたる新語あり、一個の事物

諱避より生ずる國語、族語、家語

「ガラ」王國
王名を唱ふる者は死に處す

尊貴の實名を敬避するは殆ど人類通有の習俗

に付て數十の別語並び行はるゝ事あるは敢て珍しからざる事なりと云ふ。「アフリカ」(Africa)「ゲラ」(Gera)の「ガラ」王國(Galla)に於ては、國王の名を唱ふる者は死刑に處せらるゝものとする。故に苟も國王の名に似寄りたる音響を有する語は誤聽に因りて生命を失ふの危険あるが爲めに悉く廢せられ、新音調の新語を以て之に代ふるものとする。例へば「カレ」(Carre)女王の時代には「ハラ」(煙)は「ウンノ」と爲り、「アレ」(驢馬)は「クルラ」と爲り、「グダレ」(馬鈴薯)は「ロッシオ」と爲りたるが如し。其他、低級文化の民族中上記の如き極端なる避唱俗の存するもの尠しとせず。尊貴の實名を唱ふるを以て不敬の行爲なりとするは殆んど人類通有の習俗と云ふことを得べく、文化高級の人民中に於ても、他人の實名を敬避するの習俗は、現時仍ほ社交上の禮儀として一般に存するものとする。彼の「イミ名」は古代我邦に於て存せずと云ひ、支那に於ける諱は周代に始まると云ふが如きは、少くとも誤解を惹起し易き説にして、只諱に關する禮制具はらざりしを云ふものとして聽くべきのみ。余は此事に關して他日更に論述する所

「いみ名」は
實名敬避の
習俗より生
ず

諱の原義は
死者の名の
敬避

あらんとす。

「いみ名」は實名敬避の習俗より生じたるものにして、直接に他人の名を口に
するは即ち聲音を以て其人に狎れ近づくに等しきものなるを以て、之に依り
て其尊嚴を冒瀆す可らずとの信念を表示したるものなり。故に高貴尊長に
對して濫りに其名を言はざるは、其人に對して敬禮を表する所以にして、或は
其人の徳を表し、或は其人の位置を表し、或は其人の居所を表す、等の語を以
て之に代ふるは、今仍ほ通常の交際上に於て行はるゝ所なり。

「諱」なる語は、原と死者の名に對する敬避の義なりしが如し。「禮記」に「卒哭乃
諱」とある註に、

諱避也、生者不相避名、中略、卒哭乃諱、敬鬼神之名也、

と云ひ、又「字彙」に、

生曰名、死曰諱、

とあり、「正字通」にも、

尊貴の名を
生前にも敬
避す

支那に於け
る諱避の禮
制
周代起原説

既死諱其生前之名、故曰諱、

とあり、蓋し其原義なり。然れども、死者に對する諱避の禮制ありしを以て、尊
貴の名を其生前に於て直接に稱呼するは非禮にあらずとの反對結論を生ず
べきものに非ず。古來尊貴の名は其生前に於ても之を口唱若くは直書する
を憚り、之に代ふるに敬稱を以てしたる事多きは、禮書其他の古典に依りて之
を知ることを得べし。況んや後世に至りては、往々人の生前に於ても其名を
諱むと曰へる事ありしもの、如くなるに於てをや。「日知錄」生而曰諱の條に、
生曰名、死曰諱、今人多生而稱入之名曰諱、

と云ひ、之に關する考證を載せたり。

支那に於ける歴代避諱の禮制に關しては、文學士中村久四郎氏が「史學雜誌」
第十二編第五號乃至第七號に掲げられたる論文は、考證精緻を極め、殆んど餘
蘊なきもの、如し。同氏の考證に據れば、支那に於ける避諱の制は周代に始
り、殷より以前に於ては未だ諱法、あらず、秦漢以來世代を経るに隨つて、避諱の

嫌名嫌避

禮制倍々繁縟を加へ、唐代に至りては避諱に關する律文あるに至り、其後ち元明に至り、諱法稍々疎寬なりしも、清朝に於ては復た頗る嚴密なりしもの、如し。支那に於ては、君父尊貴の名を呼ばず、其諱の字を用ひざるを禮とするのみならず、尙ほ之を延長して諱避すべき文字と同音又は近音の字をも避けて之を用ひざるの制あるに至れり、謂はゆる嫌名嫌避の法是なり、今支那に於ける避唱俗に關し、最も顯著なる例證數個を擧げて、其一斑を示さんとす。

異字代用

秦の始皇の名は政なるに因りて兼て正の字を避けて正月を端月又は一月と改稱し、正直、正言等の正の字に代ふるに端の字を以てせるが如きは、同音の嫌名を避けたるものなり。後漢の光武帝の名は秀なりしを以て、茂の字を以て之に代へ、秀才を茂才と稱し、唐太宗の名は世民なりしを以て、世は代又は系の字を以て之に代へ、民は人の字を以て之に代へ、治世を治代と稱し、蒸民を蒸人と稱し、民部を改めて戸部と爲したるが如く、諱を敬避する爲めに、諱の字と同一又は類似の意義を有する他字を以て之に代ふるは、歴代の通例とせり。

字を稱す
字音變更

其他諱を敬避するが爲めに、字又は小字を稱する事あり。或は字音を變更する事例へば、吳の大帝孫權の父の名堅なるにより、本と堅の音を有せし甄の音を變更して眞と爲せし如きものあり。或は地名等を改むる事、隋の煬帝の名廣なりしを以て、廣安郡を馬邑と改めし如きものあり。或は新名を作る事例へば、漢の高祖の後呂氏の名雉なりしを以て、雉を改め呼んで野鷄と云ひし如きものあり。又禮記檀弓下に、

二名不偏諱

二名不偏諱、夫子之母徵在、言在不稱徵、言徵不稱在、

公諱、私諱

とありて、二字又は二字以上の名は、其一字を敬避するものとせり。其他避諱の制漸く備はるに隨ひ、敬避の範圍は倍々廣く、廟諱あり、陵諱あり、外戚儲嗣大臣、州守、聖人等の名を敬避するの制あり。又公諱なる國諱の外に、私諱なる家諱ありて、父祖の名諱を敬諱するの制あるに至れり。又其敬諱の方法も繁縟を極めたるものなるも、本論に直接の要なきを以て、茲に之を贅説せず。

本邦に於ける諱の制

本邦に於ける諱の制度は支那の禮制に據りて定められたるものなり。「職

職員令

員令の職制中に治部卿が諱の事を掌ることを記して、義解には、

諱 謂諱避也、言皇祖以下名號諱而避之也、

と云ひ、集解には、

釋云、皇祖以下御名避、古記同之、

跡云、諱者不限死生、時有可諱之事者、此司申發、令諱耳、

穴云、諱避也、隱也、忌也、

と云ひ、例を擧げて、假へば春日王と稱する者あれば、春日山を東山と稱するが如しと云へり。又續日本紀に載せたる延暦四年五月の詔に、

臣子之禮、必避君諱、比者先帝御名及朕之諱、公私觸犯、猶不忍聞、自今以後、宜並改避、

とあるを以て、本邦に於ては諱は其人の死後に限らざりしものゝ如し。伊勢貞丈が「四季草」「貞丈雜記」等に於て、天皇の御名を其御生前に於て諱と稱するは不敬の甚しきものなりと痛論せる如きは、蓋し其原義に拘泥して、言語文字の

諱は死生を限らず伊勢貞丈の説

同字同音を避く

意義の變遷に想ひ到らざりしが爲めなり。

天皇の御名を敬諱するが爲めに、人民の姓名に同字同音を用ひず、又は同字同音の姓名は之を改むべきものとせり。例へば續日本紀和銅七年六月の條に、

ワカダラシヒコフ若帶日子姓爲觸國諱、改因居地賜之國造人姓、除人字、

とあるは、成務天皇の御名をワカダラシヒコノミコト稚足彥尊と申し、が爲めなり。「類聚三代格」に載せたる天平勝寶九年五月二十六日の勅に、

勅頃日百姓之間、曾不知禮、以御宇、天皇及后等名、有著姓名者、自今以後、不得更然、所司或不改正、依法科罪、主者施行、

とあり。當時庶民の間には、未だ諱避の禮を知らず、之を犯す者ありたるが爲めに、禮制を勵行せんとしたるものゝ如し。

「類聚國史」淳和天皇弘仁十四年四月壬子の條に、「大伴宿禰」を改めて「伴宿禰」と爲すとあるは、天皇の御名を「大伴」と申し、が爲めなり。又御名敬諱の爲めに

違犯者を罰す

人名を改むるに止らず、郡、郷、山川の名をも改稱せしむるを例とせり。例へば、前に擧げたる桓武天皇の詔に依り、光仁天皇の御名白髪を諱避して、白髪部なる姓を眞髮部と改め、桓武天皇の御名山部を諱避して、山部なる姓を山と改めしが如きは是れなり。(續日本紀)其他平城天皇の御名安殿なりしを以て、紀伊國の安譚郡を有田郡と改め、嵯峨天皇の御名神野なりしを以て、伊豫國神野郡を新居郡と改めたる如きは、皆其地名が國諱に觸れたるが爲めなり。「類聚國史」仁明天皇天長十年七月癸巳の條に、

人名、地名
を改めしむ

天下諸國人民姓名及郡郷山川等號有觸諱者皆令改易、

とあるに依りて觀るも、諱避は汎く人名地名に及びたるものなることを知るを得べし。尙ほ和田英松氏の「國學院雜誌」第九卷第二號に載せられたる「本朝避諱の制」なる論文に依れば、叙位除目の際には、歷朝の御名と同じき者は、必ず改名せしめて後ち位に叙し官に任ずるの例なりしが、叙位除目に預らざる者には、御名を避けざりし輩ありしを以て、之が勵行を令せられたりといふ。之

に依りて觀れば、中古以來御諱敬避の制は、素より弛張ありたりと雖も、朝廷に於ては舊に依つて存せられたるものゝ如し。

「續日本紀神護景雲二年五月丙午の條に、

勅、入國問諱、先聞有之、况於從今、何曾無避、頃見諸司入奏名籍、或以國主國繼爲名、向朝奏名、可不寒心、中略復用佛菩薩及聖賢之號、每經聞見不安于懷、自今以後、宜勿更然、(下略)

とあり。是に依りて觀れば、諱避は獨り至尊の御名に對するのみならず、佛菩薩、聖賢の號に對しても之を行ふべきものとせられたるが如し。

天皇の御名は敬避すべきものとしたるが故に、天皇若くは皇室の事を言ひ、又は之を書するには、尊稱に依りて間接に之を表示せざる可らず。是を以て、古來本邦に行はるゝ天皇の尊稱は頗る多く、「古事類苑」に擧げたる帝號のみにても殆んど六十の多きに上れり。天皇、天子、皇帝、陛下、階下、聖上、聖皇、聖主、聖王、聖朝、聖代、明朝、明時、主上、今上、當今、當代、上、上様、至尊、我后、御、御一人、あきつ神、皇御

佛菩薩及聖
賢の名を敬
避せしむ

天皇の尊稱

孫命マノミコトすめらみことすべらぎすべらぎみすべら、天神御子アマツカミミコヒ日之皇子ヒノミコ現人神アラヒトカミひじりのきみおほきみみかど朝廷御所内裏禁裏禁廷大内大やけ公家國家宸儀鳳闕萬乗の主萬乗の君一天の主一天萬乗の君九五之聖南面之主十善之主金輪聖主乘輿車駕等是れなり。此の如く多數の尊稱の行はれたるは假令ひ避名の「タプ」は本邦固有の習俗なりや否やは疑問なりとするも中古以來深く民心に浸潤したるの徴象なりと言はざるを得ず。

明治元年、御諱、御名の文字を名とするを禁ず

明治六年の布告

後に記す如く明治元年に御諱闕畫の令を發せられたるを以て、人民の闕畫すべき「惠」、「統」、「睦」の三字並に「仁」の字及び御歴代の御諱、御名の文字を名として用ふる者は之を改むべき事とせり。翌年津田眞一郎氏は諱避の制を廢すべきの議を上りたるも用ひられず明治五年に至り始めて闕畫の制を廢せられ尋で翌明治六年三月二十八日太政官布告第百十八號を以て、
御歴代御諱並御名文字、自今人民一般相名乘候儀不及憚事、
但熟字ハ儘相用候儀ハ不相成候事、

と令せり。然らば御歴代の御諱號は熟字の儘之を用ふることを得べきや否やに付き東京府よりの伺に對し當局は次に記す如く御歴代の御諱號は熟字の儘之を名として用ふるも差支なしと指令せり。

明治六年五月二十八日東京府伺 正院宛

本年第百十八號御布告ニ付、自今御歴代御諱並ニ御名ノ文字相名乘不及憚、但熟字ノ儘相用候儀ハ不相成云々、就テハ御歴代ノ御諱號熟字ノ儘相用候儀ハ如何可心得候哉、至急御指令被下度此段申上候也、

(指令)六月八日

伺之趣、御歴代ノ御諱號ハ熟字ノ儘相用不苦候事、
依つて御歴代の御諱又は御名を構成する文字の一を取りて之を名とし、又は之を名の一部とすること、並に御歴代の御諱號は熟字の儘之を名とする事は之を敬避するを要せざること、爲りたるも御歴代の御諱又は御名の文字を熟字の儘にて之を名とすることを得ざるものとするが故に「いみ名」の制度は

「いみ名」の制度は猶存す

現時仍ほ存するものと云はざる可らず。

(三) 避書俗

(三) 避書俗
字形に依る
冒瀆

君主の名は聲を以て之に觸るゝことをさへ不敬行爲としたるを以て形を以て之に觸るゝは其尊嚴を冒瀆すること一層大なるものと云はざる可らず。音聲は瞬間にして跡なきも形様は永く其跡を存して多くの人の視感に觸るることを得べきものなるを以て其神聖若くは尊嚴を冒瀆するの程度も亦随つて大ならざるを得ず。是を以て人文稍々上進して文字あるに及んでは文書の上に於ても尊貴の名を敬避するに至るは自然の勢なり。殊に支那の如き意象文字を用ふる國に於ては敬避書式の禮制大に發達し或は之を書せずして他の文字を以て之に代へ或は其文字の畫を省きて其形を變じ或は字形を變じ新字を創製し又或は文字の位置を他の文字と離隔する等其制式繁縟を極むるに至れり。秦漢以後臨文の諱と稱し文書に臨んで若し君父尊長の名と同一の字あるときは其文字を用ひずして別字を以て之に代へ或は新字

敬避書法

臨文の諱

諸種の避書法

を創製して之を用ひ或は其文字の點畫を省き或は偏旁を加除し或は其文字を割りて之を書し又或は之を削り去る等避書敬諱の方法頗る煩密を極めたり。今ま上記各種の避書法に付き各其一例を擧ぐれば漢高祖の名は邦なりしを以て國の字を以て之に代へ漢書には尙書の以和萬邦とあるを引て以和萬國と書し論語の善人爲邦百年とあるを引て善人爲國百年と書したるが如きは同意義の別字を以て之に代へたるなり。後漢の光武帝の名は秀なりしを以て秀の字を作りたるが如きは類似形の新字を創製して諱の字に代用したるなり。唐太宗の名は世民なりしを以て世の字を甘若くは冊と書し民の字を目若くは民と書し又康熙帝の諱は玄燁なりしを以て玄の字の末點を省きて玄と書し燁の字を燧と書したるが如きは謂はゆる闕畫又は缺筆にして點畫を省きたるの例なり。清の仁宗の諱は顒琰なりしを以て禹の字を以て顒の字に代へ晋の愍帝の名は業なりしを以て業を艱と爲し宋の太宗の名は光義なりしを以て義を儀と爲したるが如きは偏旁を加除したるの例なり。

康熙帝の諱は玄燁なりしを以て其諱の字を解剖して上字从一从玄下字从火从華と云ひたるが如きは文字を割りて之を書したるの例なり。唐の太宗の諱は世民なりしを以て李世勤を李勤と書せし如きは諱の字を削り去りたるの例なり。其他之に類する敬避の書法の行はれたるもの頗る多く煩累迂遠を極むるに至りたるもの、如し。(史學雜誌第十二編第五號乃至第七號所掲中村文學士論文參照)

本邦に於ける避書の制

公式令

平出

本邦に於ける避書の制度は支那の禮制を繼承したるものにして大寶令公式令に於ける平出闕字の制は唐令に基きて些しく之を改めたるに過ぎず。公式令に依れば皇祖皇祖妣皇考皇妣先帝天子天皇皇帝陛下至尊太上天皇天皇謚太皇太后太皇太妃太皇太夫人皇太后皇太妃皇太夫人皇后は皆な平出すべきものとす。平出とは平頭抄出の義にして文書中には是等の字を書すと云ふは之を行中に置かずして之を次行の頭部に抄出し之を他の行の頭部と平等に置くことを云ふ蓋し之を尊敬して文書の最上部に置くなり。又大社、陵

闕字

擦頭

闕畫

闕畫に關する文政元年令

號乘輿車駕詔書勅旨明詔聖化天恩慈旨中宮御闕庭朝庭東宮皇太子殿下の類は闕字すべきものとせり。闕字とは文中に是等の字を記すときは其上に一字又は二字を記すべき程の白地を存して之を書することと云ふ蓋し之を尊敬して他の字を其頭上に置かざるなり。此他擦頭とは文中に至大の尊敬を表すべき字あるときは之を次行に送り行頭より尙ほ一字若くは二字を上げて之を書することを云ふ。蓋し平出の制より出でたる最敬禮の書式なり。闕畫とは御名等の字の一畫を闕いて之を書せざることを云ふ。而して闕畫は通常末畫を省くを以て例とす。蓋し之を敬避して其全部を書せざるなり。

二條家番所日記に

文政元年五月十八日乙卯近衛左府様御使中川三河介御順達如左

御諱相避且臨文省末畫之儀爾來各覺悟之事候雖然至中古而有不避之輩自今以往不拘異說從國史職員令并唐六典之文一不可犯國諱之由更被仰出候事

十九日丙辰、上仁孝天皇御諱字末畫可憚義に付、諸席江被仰渡如左、
上御諱字、私名字に相用候事は、堅可相憚義、且日用筆記文等に無據相用
候節は、末畫可相省義は勿論之事候處、今般改而被仰出候間、自今以後彌
以前文之通可相心得旨、御當職より御傳達有之候事、

但末畫相省候分は、

上御諱 惠

仙洞御諱 兼

右之通相認可然候事、

但草字も可准之候事、

三條實萬傳奏日記嘉永元年八月五日の條に、

一、御諱相避之儀、如別紙殿下昨日被伺定、諸向被觸示之旨、議奏、廣橋被示、

御諱相憚之事、

當御代、如令條皇祖以下御三代可有減畫事、

減畫

武家に於ける敬諱

右一紙被渡候、向々自議奏去文政元年五月被觸候通被告示之、

武家に於ても將軍の名を敬諱したる事あり。例へば「キリシタン」は初め「吉利支丹」と書せしが、將軍綱吉の時に至り、其名の吉の字を敬諱して「切支丹」と書するに至りたるが如し。加之、此制又延いて諸侯に及び、諸大名の家臣領民は其主君の名を敬諱して、之と同字の名を避け改めしのみならず、君侯の奥方の名、及び其生家の名をまで敬諱するものあるに至れり。

明治維新の始に當り、御諱闕畫に關する法令を發せられたり。明治元年十月九日行政官の布達を以て、

惠

紗

睦

右三字 御諱ニ付、名字等ニ相用申間敷ハ勿論、刻本等ニハ闕畫可致候事、と令せり。然るに、幾も無くして當時刑法官權判事たりし津田真一郎氏(後法

闕畫に關する明治元年令

津田氏の避諱制廢止の議

學博士津田眞道は避諱制廢止に關し、左の如き議案を公議所に提出せり。

諱名闕字擡頭闕畫ノ類可廢ノ議

闕字擡頭闕畫ノ類ハ漢土何代ニ始リシヤ、何レモ諂諛ノ惡風ヨリ生ジタル事ニテ、皇國ニ於テ是ヲ襲用スルハ豈可恥ノ事ナラズヤ、且名ヲ諱ム事モ漢土ノ陋習ニテ、皇國ノ古並ニ世界萬國ニテハ帝名ヲ諱ザルノミカ、却テ名ヲ顯ス事ヲ喜ベリ、古代 御名代部ヲ置キ玉ヒ、萬國ニテ新發明造建等ノ物ニハ、大抵其國王ノ名ヲ附ケテ、其國王ノ榮トセリ、幸此度御復古ノ秋、右等ノ弊習ヲ改メ、皇國太古ノ良風ニ歸シ、名ヲ諱ズシテ却テ名ヲ顯ス事ヲ貴ビ、且擡頭闕字闕畫等煩シキ諂諛ノ陋習ヲ廢シ度候、謹識、明治二年刊行「官議案錄」第三

明治五年闕畫の制を廢す

然れども當時此議行はれず、明治四年七月大藏省中に統計司を置かるゝに至りても、闕畫の制に依つて「統計司」と書せり。翌明治五年正月二十七日太政官布告第二十四號を以て、

御名陸字自今闕畫ニ不及候事

但惠統二字可爲同様事、

と令せり。之に依て闕畫の制は廢止せられたりと雖も、擡頭、平出、闕字の制尙ほ存するや否やは疑無き能はず。擡頭は漢文には往々之を用ひたるもの有りたりと雖も、素より法令に依りて定まりたるものあること無く、又慣習禮と稱すべき程度に普通に用ひられたるものにも非ず。偶々之を用ひたる者あるも、現今に至りては、殆んど其用例を觀ざるに至りたるを以て、之を我邦の禮制と云ふ可らざるが如し。平出、闕字は公式令に明文の規定あり。此事に關しても曩に津田氏の提議あり、當時行はれざりしも、明治五年に至り、記録上擡頭、平出、闕字等の制を用ひざることを定められたり。「圖書寮記録」第三、明治五年八月七日の部に左の如き記事あり。

明法寮ヨリ式部寮へ問合

別紙稱謂夫々擡頭、平出、闕字ノ儀御規則モ可有之哉、且天子、天皇、詔書、勅旨

附錄 本論 第二「タブー」と主權

記録上に擡頭、平出、闕字を廢す

等御歴代同様ニ闕字等可致哉、又ハ御幾代前ヨリハ不及其儀候哉、且又別紙書附ノ外ニモ闕字等可致分モ可有之哉、右ハ此節記録類編修イタシ淨書取掛候ニ付、御寮御取扱振致承知度、此段及御問合候也、六月十三日

先帝 天子 天皇 皇帝 陛下 至尊 天皇諡 皇太后 皇后 大社 陵號 乘輿 車駕 詔書 勅旨 被仰出或ハ被仰付 宣下 御沙汰 朝廷 皇國

式部寮回答

先般擡頭闕字等之儀御問合有之候處、右ハ御一新後未タ一定之御規則モ無之、自今記録ニハ左院見込之通り、總テ擡頭、平闕等ハ不相用様御治定相成候條此段及御回答候也、

附 左院答議

別紙明法寮ヨリ伺出候稱謂、擡頭、平出闕字等ノ議、熟議勘辨仕候處、闕字平出ノ例ハ支那六朝以前ニハ見及ハス、隋唐代ヨリ初テ著令トナリシヲ、本

邦之ニ模倣シテ大寶令ニモ著サレシ也、サレト舍人親王ノ日本書紀、太安磨ノ古事記共ニ此例ヲ用ヒス、六國史中文德實錄以下始メテ平闕アリ 二書ハ大寶後ノ著ナレトモ猶カクノ如シ、然ラハ令文ハ虛設ニテ世間通用ニ非サリシヲ知ルヘシ、此事ニ限ラスヘテ大寶令ハ唐六典等ヲ模シタル迄ニテ實事ニ行ハレサル事多キナリ 水戸藩大日本史ヲ編ムニ及テ平闕ノ例ヲ除キシハ紀記ノ體ニ基キシト云フ、或說ニ刊行ノ書ハ別文書又ハ公卿方ノ日記等ニモコノ例アルヲ見ス 夫レ平闕ハ臣子上ヲ敬スルノ意ヨリ出ツレハ、必シモ禁止スルニ及ハシ、但コレヲ定令トスルトキハ、誤テ犯スモノハ不敬ニ陷ル、若シ一々其誤犯ヲ正サハ事務ノ障害ヲ生スヘシ、古語ニモ臨文不諱トイヘリ、且ツ文字ハ言語ヲ寫スモノナラスヤ、言語ニ平闕ナケレハ文字ニ限り平闕スルノ理ナシ、況ヤ和漢トモニ中古以前ニコレ無ク、全ク後世ノ繁文縟禮ヨリ起リシ事ナレハ、自今此例ヲ除テ、古禮ノ簡易ニ復シ候方可然ト存候事、

諸記録外に

又同八年三月三日の部に、諸記録外に於ては平出闕字等は公式令に依據する

於ては平出
闕字等は公
式令に據る

ことに關し、左の記事を載せたり。

宮内大少丞問合

聖上兩后宮御稱呼並御動作ニ關候儀、及詔勅御沙汰等之文字書式、平出闕字、不平闕之區別等、御一定ノ制規モ候ハ、委詳御調越相成度、此段御依頼旁及御掛合候也、

内史答書

聖上兩皇后御稱呼云々、御問合之趣致了承候、右ハ維新以還一定ノ御規程ハ無之候得共、現今公式令ニ依據シ致書記候儀ニ候、此段及御回答候也、但記録上ニハ闕字平出不致候、此段御承知相成度候也、之に依りて觀れば、平闕の禮制は現今尙ほ存するものゝ如し。

明治十九年勅令第一號「公文式」及び現行「公式令」共に平出闕字の規定を載せず。然れども、公文書にして事皇室に關するときは平出又は闕字するを例とす。蓋し大寶公式令に依準するを以て禮制と爲すものなり。擡頭の如きも

擡頭、平闕
の制猶存す

最敬禮を表せんとする場合には、仍ほ屢々用ひらるゝ事あり。毎年帝國議會開院式の際、貴族院及衆議院より上る勅語奉答文は、擡頭闕字するを例とするが如し。

上來叙説する所に依り、君主の不可侵權が如何に「タブー」に依りて發達し、如何に「タブー」に依りて維持せられたるか、梗概を窺ふことを得べし。君主の不可侵權は、君主は神聖なりとの信念に起因し、其始に於ては觸感、視感又は聽感を以て之に觸接するは即ち其神聖を冒瀆するものにして、冥罰又は現罰あるべしとの信念に依りて維持せられたるものなり。「タブー」の習俗に因り、君主を人民の觸感、視感、聽感より離隔することに依りて、君主の生命、身體の安全は絶対に保障され、君主に對する輕侮の念の發生は永遠に杜絶せらるゝを以て、君主を神聖にして不可侵なりとするの觀念は、時の經過と共に倍々鞏固なるに至り、文化高級の國家に於ては、其主權は其體様の如何に拘らず、法律上絶対にして不可侵なりとの觀念を生ずるに至りしなり。

君主神聖不
可侵の觀念
は「タブー」
に依りて發
達し維持せ
らる

第三 「タブー」と婚姻

婚姻の基礎

婚姻の要素

(一) 継続性

(二) 確定配偶

婚姻は生物の種族保存作用なる性欲に其基礎を有するものなりと雖も、男女の性交關係が緩き意義に於ても婚姻と稱し得べき性質を有するには、少くとも數個の要素を具へざる可らず。其一は性交の継続的にして且終生的關係なること是れなり。文化最低級の蠻民中には、往々不定期又は一時的性交關係の公認せらるゝ事あるも、此の如き經過的關係は固より婚姻なる觀念中に含まれざるを常とす。其二は個體的に定まりたる配偶者あること是れなり。單數配偶婚なる一夫一婦制あり、複數配偶婚中にも男性複數配偶婚なる數夫一妻制あり、女性複數配偶婚なる一夫數妻制あり、又兩性複數配偶婚なる數夫數妻制 (group-marriage) 等あるも、要するに其配偶者は個體的に定まり、又は團體的に定まりて、個體的に確知し得べきものならざる可らず。彼の一族の男女の無差別的性交關係を公認する習俗の如き「ラボック」は之を「同族婚」(conn-

(三) 排他性交

(四) 公認性交

公認要件

munal marriage) と稱するも、是れ必竟便宜の爲めに附したる名稱に過ぎずして、其無婚姻狀態を指すものなるは、氏の自ら認むる所なり。Tubbok, Origin of Civilization, 4th ed. p. 98.) 其三は性交の排他的なること是れなり。是れ婚姻の消極的要素にして、少くとも女性の一方は其配偶者以外の者との性交を嚴禁せられ、其禁を犯す者は宗教的、社會的又は法律的制裁を受くべきものとす。妻を賓客の枕席に侍せしめて之を歡待するが如き蠻習往々行はるゝ事あるも (Westermarck, History of Human Marriage. pp. 73-75) 是素と夫の意思に出づるものにして、之を以て貞操を瀆す行爲と爲さざるものゝ如し。其四は其性交關係の公認せられたるものなること是れなり。隱私の性交關係にして、他の諸要素を具ふるもの或は之あらん。然れども苟も婚姻と稱することを得べきものは、其社會に於ける慣習、宗教、徳教又は法律に依りて公認せられたるものならざる可らず。兩性關係が社會の公認を得るは、通常一定の儀式を行ふにあり。之に依らざる關係は、私通として社會の擯斥を受くるを常とす。文

排他性交と貞操

化高級の社會に於ては殊に然りとす。

男女兩性の自然的關係をして鞏固ならしめ、倍々純潔ならしむるものは、主として此排他的要素にあり。此要素の存するありて始めて貞操なる婦徳を以て婚姻の道德的基礎と爲すことを得るものとす。此要素に對する犯行は姦通にして、慣習徳教共に之を醜惡の行爲として擯斥し、之に社會的制裁を加ふるを常とするも、其始に於て、此排他的要素なる貞操を守らしむるに於て最も力ありたるものは宗教的禁諱にして、婦女の不貞行爲に對する「タブー」なりとす。原始的社會に於ては、妻が其配偶者以外の者と性交を爲し、又は男子が他人の妻と性交を爲すを「タブー」として、之に違反する者は破戒又は瀆神罪を犯したるものとしたるを以て、獨り其違犯者が冥罰を蒙るのみならず、其違犯者を出したる社會も神の怒に觸れて厄災を蒙るものなりとの信念は最も廣く行はれたるを以て、社會は此貞操破壊者を罰して神怒を鎮め、禍災を免るゝの習慣を生じ、之が爲めに兩性關係が純潔にして、且繼續的なるの端を啓くに

不貞行爲に對する「タブー」

「タブー」違犯者に對する冥罰及現罰

姦通罪、婚姻の強制解除

婦人を「タブー」の目的物と爲す習俗

女人禁制、男女有別

至れり。後ち公權力の發達するに隨ひ、始めは宗教的社會的制裁に依りて維持せられたる此兩性關係は、竟に公權力に依りて維持せられ、其排他的要素たる貞操を破りたる行爲に對して法律の制裁を加へ、或は之を姦通罪として罰し、或は之を婚姻の強制解除の原因と爲すことを認むるに至れり。

原始的社會に於ては、婦人を穢れたるものとし、之を「タブー」の目的物とするの習俗最も廣く行はる。婦人を汚穢物とするは、月經、分娩等の事あるが爲に生じたる觀念にして、(Sumner, Folkways, p. 511.) 月經期及分娩期には、婦人は他の家族と離居すべきものとし、又家族中に出産あるときは、其婦人の夫は神社宮殿等の神聖なる場所に入ることとを忌避すべきものとするは、蓋し之が爲めなり。靈地に於ける「女人禁制」儒教に於ける「男女有別」等の如きは、皆な其起原を婦人の「タブー」に發したるものにして、後に至りて或は其境内の風紀を維持せんが爲めに之を宗規とし、或は男女の自由交際より生ずる弊害を防止せんが爲めに之を徳教としたるものにして、婦人の靈地に入るを禁じ、或は男女共

に食せず、業を同うせず、或は出入の門戸を異にし、或は婦人が奥室に籠居し、或は覆面し、或は被衣をかづく等の習俗の廣く各民族間に行はるゝは、主として男子の其面を觀ることを避けんが爲なり。(Genep, Tabou et Totémisme à Madagascar, ch. ix.)

男女有別の習俗

「マダガスカル」

「男女有別の習俗は、婦人を汚穢視する觀念と、男子の性愛專占の欲望より生ずる嫉妬心に起因したるものにして、其別あるは素より夫以外の男子に對してのみ行はるゝものとす。而して其夫と妻との間の關係が亦他の總べての男子に對して「タブー」たるは、殆んど人類に通ずる普遍現象なるが如し。「マダガスカル」に於ては、此夫婦關係の排他的要素を具體的に表示するが爲に、夫婦の寢床を「タブー」とす。同島の「ベザノザノ族」(Bezanosano)中に於ては、處女は其結婚以前に於て、寢床として用ふべき蓆數十枚を作りて、婚嫁の準備を爲すべきものとす。女子は結婚後に於て、特に其中の一枚を夫の寢床に充て、他の一枚は之を竈の東方に敷きて夫の座席とし、尙ほ他の一枚を他人の座席とす

貞操の「タブー」違反より生ずる冥罰

べきものとす。若し他人が前の二枚に坐するときには「タブー」侵犯として大に恐る。寢床の蓆を「タブー」とするの習俗は、同島の「アンタイモロナ族」(Antaino-rona)中にも亦行はる。夫婦の寢床を「タブー」とするの結果、妻に不貞の行爲あるときは、妻及姦夫の神罰を蒙るべきは勿論時としては妻の不貞行爲の爲に其夫も亦災を蒙ることありとす。(Genep, Tabou et Totémisme à Madagascar, p. 159.)

貞操に關する「タブー」の違反より生ずる災害は、獨り姦夫姦婦及其夫に及ぶのみならず、其「タブー」違反の行爲に依りて穢れたる種族に及ぶものとするを常とす。「フレージャー」の記す所に依れば、緬甸の「カレン」族(Karens)は、早魃の爲に饑饉あるときは、之を天神地祇が族人中に姦通あるを怒りて禍災を降すものなりとし、神怒を鎮めんが爲に生贄を献供し、印度の「アサーム」地方に於ては、姦通と饑饉と關係あるものとし、「ベンガル」地方に於ては、一村内に姦通を爲す者あるときは、其村に惡疫流行し、又は虎其他の猛獸の禍害ありとす。「ホルネオ」の「バハウ」族(Bahau)は、族人中に姦通者あるときは、神罰に依りて五穀登らず、全

族饑饉の災厄を蒙るべしとの信念を有するを以て、族人中に姦通者あることを知るときは、宛も文明社會に於て傳染病の發生したる場合に於けるが如く、其汚行者を族人より離隔して、其災厄の無辜の族人に及ぶを避けんが爲に、姦夫姦婦を河流の中洲の如き孤立の地に置き、巫女は豚と鶏とを殺し、其血を汚行者の財産に塗りて之を淨むるの禱式を爲すこと、宛も石炭酸を撒布して消毒を爲すが如く、然る後姦夫姦婦に鶏卵十六個を與へ、之を篋に乗せて流すものとす。若し此汚行者が水に投じて岸に上らんとするときは、藺草の如きものを槍に擬して之に抛つを式とす。是れ往時姦通者を溺刑に處し、岸に上りて逃れんとするを撃退したる遺習なりと云ふ。中央「アフリカ」の「バガンダ」族 (Baganda) は姦通の神罰の全族に及ぶを恐れ、姦通の嫌疑ある者は之を嚴しき拷問に附し、若し有罪なりと信ずるときは、姦通者を死に處するものとす。又妊娠中の妻が他人と姦通するとき、姦婦は神罰によりて産褥に悶死するか、然らざれば發狂して生兒を殺し、之を啖はんとするものなりとし、又若し其子

の分娩後、命名前に於て、夫又は妻に姦通の行爲あるときは、藥人に乞うて禱祓式を行ふに非ざれば、其子は必ず夭死すべしとの迷信を有す。故に若し妻が産褥に死する事あるときは、之を以て妻の不貞の確證なりとし、不幸なる夫は其妻を喪ふのみならず、妻の生前に於ける不取締と想像せらるゝ罪科の爲めに、親族より過料を徴せらるゝの冤辱を受くるものとす。其他蠻民間には、妻に不貞行爲あるときは、其夫は狩獵に於て不運にして、常に不獵なるか、又時としては猛獸毒蛇等の爲めに負傷し、若くは喰殺さるゝ事ありとの信念は、頗る廣く行はる。東「アフリカ」の「ワゴゴ」(Wagogo) 其他の種族、南米「ボディリヴィヤ」の「モクス、インディアン」(Moxos Indians)、「アリューシヤ」の臘虎獵者の如きは、此迷信を有する民族中最も顯著なるものにして、是等の民族は、若し偶々非常に不獵なる事あるか、又は出獵中に負傷し、或は斷崖より墜落し、或は漁船の顛覆する等の事ある時は、激怒と猜疑とを家に齎して妻を呵責し、屢々流血の慘又は破鏡の悲を見るに至ることありと云ふ。(Frazer, Psycho's Task. IV.)

近親性交の「タブー」
近親結婚の禁

近親結婚の禁に關する法律も亦原始的社會に於ける親族相姦の「タブー」に其源を發したるものなり。文化の初級に於ける人民が何故に親族間の性交を忌むに至りたるかの問題を解決するは本論の範圍外に屬するを以て、假令如何に興味深き研究事項たるも之を人類學者、社會學者の論斷に待たざる可らず。本論の目的は只「タブー」に依りて近親相姦を禁ずるの習俗は廣く各民族間に行はれ後に至りて其禁忌が法律の制裁に依りて強行せらるゝに至りたる事を示すを以て之を達することを得べきものとす。

半開以下の民族間に往々行はるゝ外族婚 (exogamy) は親族性交の「タブー」に其源を發したるものなり。「フレージャー」の記す所に依れば「ホルネオ」の「ダイアク族 (Dyaks) は近親相姦を忌み嫌ふこと甚だしく、山地の「ダイアク」人 (Hill Dyaks) は從兄弟姉妹以内の近親の結婚を絶対に禁止し、海邊の「ダイアク」人 (Sea Dyaks) は「ヘルガプット」 (Bergaput) と稱する除災式を行ふに非ざれば從兄弟姉妹の結婚することを許さざるものとす。此除災式は頗る煩密なる儀式にして、

外婚族と近親性交の「タブー」

「ホルネオ」

始め結婚せんとする男女は相携へて水邊に赴き、小さき壺に身體の裝飾品を入れて之を河中に投じ、又は之に代へて庖丁と皿とを投じ、次に堤上に於て豚を屠り、之を犠牲として神を祭り、其血を搾り取りたる後、屍を河中に投じ、次に其男女の友人は兩人を水中に突落して水浴せしめ、最後に兩人は竹筒に豚の血を盛りたるものを携へて各村落を巡回し、豚の血を地上に灑ぐべきものとす。從兄弟姉妹は此の如き儀式を行ひたる後に於て始めて結婚することを得るものとす。蓋し男女を水浴せしめ、穢物を水に流すが如きは、我邦に於ける身滌、祓と其趣旨を同じうするものにして、之に依りて近親結婚の罪を祓ひ(本居宣長「大祓詞後釋」上卷三)豚の血を地上に灑ぐは、其土地の穢れを淨めて、神罰の結婚者及其族人に及ぶことを免かれんが爲めなり。若し從兄弟姉妹間に於て除災式を行はずして結婚し、又は從兄弟姉妹以内の近親にして性交關係あるときは、天譴忽ち至り、淫雨頻に降りて五穀登らず、全族飢餓に迫るの災厄を蒙るべきものなりとす。故に若し親子、兄弟姉妹、伯叔父母、姪女姪間に

結婚又は相姦の事あるときは、其姦淫者を各別に籠中に入れて之を河底に沈むるものとす。

「マレー」諸島

「マレー」群島中の「セレーベス」島(Celebes)に於ては、若し人民中に近親相姦者あるときは、地震、火山破裂、疫病、霪雨等の天變地異を觀るものとして、之を恐るゝこと甚だしく、南「セレーベス」島の「マカッサール」族(Macassar)及「ブギニース」族(Bugis-Lace)に於ては、犯人を袋に入れ、之を海に投じて溺死せしむ。此の如く犯人の血を流さずして之を殺す所以は、「タプ」違犯者の汚血を以て地を瀆すときは、河水は涸れ、魚類は盡き、穀類、蔬菜、果實類は枯れ、家畜は斃れ、族内禍亂を生ずる等の事あるが爲めなりと云ふ。中央「セレーベス」島の「トモリ」族(Tomor)が近親相姦者を殺すも亦同一の理由に出づるものにして、若し犯人を斬殺するときは、其血を以て地を瀆し、爲めに稻は盡く枯死すべきものと爲すが故なり。又中央「セレーベス」島の「トロラキ」族(Tolaki)も同一の理由により、近親相姦者を籠中に入れて之を水中に投ずるの習俗あり。東印度の「ハルマヘラ」島の「ガ

「アフリカ」

「レラリリス」族(Galareese)は、霪雨あるときは、族人中近親相姦の「タプ」を犯したる者あるの徴候なりとし、之が爲に冤罪を蒙る者尠からずと云ふ。

西「アフリカ」の「ロアング」族(Loango)の「バヴィリ」族(Bavili)は、母の「トイテム」部族の女と結婚することを許さず、若し此禁を犯す者あるときは、早魃あるべしと信ぜり。「ホッテントツ」人は、従兄弟姉妹又は再従兄弟姉妹と性交又は結婚を爲すを「タプ」とし、其違反者は棍棒を以て撲殺せらるゝものとす。「アッサム」(Assam)の「カイシス」族(Khasis)は、外族婚の習俗を有し、族内の男女の性交は親族相姦として之を忌み、若し族人中に之を犯す者あるときは、全族之が爲めに災厄を蒙り、族人は或は雷に撃たれ、或は虎に啖はるゝ等の事あり、其姦婦は産褥に死すべきものとす。故に族中に近親相姦者あるときは、族人は之を捕へて僧侶に引渡し、豚と山羊とを犠牲として神を祭らしめたる後、之を族外に追放するものとす。(Frazer, Psycho's Task. IV.)

近親性交の「タプ」は、外族婚の種族に於て最も嚴重に行はれ、内族婚(endo-

内族婚と近

「タブー」の親性交の本邦古代の親族相婚
狭き範圍に於ける近親性交の「タブー」

「family」の種族に於ては、全く行はれざるか、又は極めて狭き範圍に於て行はるゝものゝ如し。我邦に於ては夫婦を妹背と稱する等の事より觀るも、大和民族は内族婚の人民なりしが如く、随つて親族性交の禁忌一般に存すること無く、只極めて狭き範圍に於てのみ之を「タブー」とせるは、「大祓詞」に於て「己母犯罪、己子犯罪、母與子犯罪、子與母犯罪」を、畜類を犯せる罪と並べて之を國罪クニツミの一とし、祓に依りて其殃禍を解除すべきものとしたるを見るのみ。(大祓詞後釋) 内族婚の種族に於ては、外族の女を娶るを「タブー」とし、之を犯す者は神人共に之を罰すべしとするものあり。「ジャンネップ」の記す所に依れば、「マダガスカル」嶋には外族婚の種族あり、内族婚の種族あり、其習俗の異なるに随つて婚姻に關する「タブー」を異にす。例へば外族婚の種族なる「ベトシミサラカ」人(Betsimisaraka)は親族間の結婚を忌むこと最も甚だしく、苟も親族の關係の知れたる者の間には、假令ひ九等親、十等親の遠系に在る者と雖も、之と結婚することを許さず。「ザフィソロ」族(Zafisoro)に於ても、兄弟の子孫は其玄孫に至るまで互に結婚するこ

外族婚と近親性交の「タブー」

とを許さず。若し此禁止親等内の者にして結婚するときは、直に其婚姻を解除せしむるのみならず、夫は贖罪料として牛一頭を出すべきものとす。「ベザノザノ」族(Beanozano)は二人の姉妹の子の間、伯叔父と女姪、伯叔母と姪の結婚は之を禁じ、若し之を犯す者は必ず死すべしとの信念あるも、二人の兄弟の子の間には之を禁ぜず、近親結婚の禁は女系にのみ及ぶものとせり。「ジャンネップ」は此理由を説明して、是れ女系親の觀念が男系親の觀念に先だつて發生したるが爲めなりとす。「マダガスカル」嶋の南部なる「マハフレイ」族(Mahafaly)及「サカラヴァ」族(Sakalava)に於ても、二人の姉妹の子孫間及伯叔母の子孫と結婚することを許さず、若し之を犯す者は病に罹るべきものとす。(Genep, Tabou et Totémisme à Madagascar. pp. 162, 163.)

性交の「タブー」を犯したる爲めに蒙るべき冥罰は、獨り之に違犯したる當事者一身にのみ止まらずして、其違犯者を出したる種族又は其地方に及び、饑饉、疫癘、猛虎、巨鱷等の災厄を蒙るべきものとするを以て「タブー」の厲行は一人一

「タブー」違犯に對する冥罰の及ぶ範圍

宗教的制裁
より法律的
制裁へ

家の私事に非ずして、一族一地方の公事たり。故に姦通、近親性交等の如き、タブー違反の事あるときは、同族人は或除災の祈禱式を行ひ、或は犯人に制裁を加へて神怒を鎮慰し、之に依りて其祟りを脱れんとし、又は之に依りて將來の違犯を警戒し、其禍災を免れんとするに至る。茲に於て、タブーの違犯者に對しては神の冥罰以外に、社會より反射的に蒙るべき制裁あるに至り、後ち社會の政治組織、漸く整備し、公權力の發達するに隨ひ、法律の禁令を以て往時に於ける、タブーの禁諱を強行するに至るものなり。方今文明國の法律に於て、最近親の結婚を禁じ、近親相姦及姦通を罪として、之を婚姻の無効又は解除の原因と爲すが如きは、其以前百年若くは數千年間、其國民が尙ほ文化の搖籃中に在りし時代に於て、迷信に依りて保育せられたる、タブーの發達したるもの、外ならざるなり。

第四 「タブー」と財産權

生存資料專
占の保障

人類は外物を以て其生存の資料と爲すものなり。衣食住の如き生活の必要物より、裝飾、玩弄物の如き贅澤品に至るまで、皆外物を採取して自己の必要に充當せざるはあらず。故に其文化程級の如何を問はず、自己の欲求を満足すべき外物を採取占有し、其目的に従ひて直ちに之を消費し、或は之を保存せんとするは、人類生存作用の一大現象なり。然れども、文化低級の社會に於ては、所有の事實有つて未だ所有の權利無く、其所有物の占有は自己の實力と、不斷の注意とに依りてのみ持續せられ、自己より強力なる者よりは之を略奪せられ、自己より點智ある者よりは之を騙取せられ、又時ありては自己より劣弱なる者よりも竊取せらるゝ等の事ありて、外物利用の保障未だ一も存することある無し。此の如き原始時代に在りては、鬭爭常に熄まず、飢餓屢々至り、各人不安の状態に在るを以て、人類未だ文化の途に上ることを得ず。然れども、若し此の如き粗野なる社會に於て、一種の超越的勢力の存するありて、各人を以て互に他の分を侵さしめず、尋いで我有、他有 (mine and thine) の觀念を生ずる

我有、他有
の觀念

「タプー」は
自他專占不
可侵の觀念
を生ぜしめ
たる超越的
勢力なり

に至れば、其勢力は即ち人類の進化に一大徑路を開くものにして、人類の物質的智識的進歩は此時より頓に其速度を加ふるに至るものなり。而して多數の原始的社會に於て、此自他專有不可侵の觀念を生ぜしめたる超越的勢力は「タプー」なり。換言すれば、自我專有專用の事實が後に至りて、社會の公權力に依りて保護せられ、其法律に依りて其不可侵性を保障せらるゝに至りたる一大原因は「タプー」の信念にして、「タプー」の信念は、自他の所有を尊重するの慣習を生じ、其慣習は竟に法律上の權利を生ずるに至りたるものなり。

人類學者の著書、旅行者の紀行等に記載せる無數の事實は、上述の結論を證明するに足るものあり、就中「フレイザー」氏の著書中には、之に關する例證を舉示すること最も詳密なり。今是等の書に就き、所有權の觀念の起原の説明に關し最も適切なりと思考するものを擧げん。

「タプー」の「ポリネシヤ」群島に於て最も完全に發達したるは前に述べたるが如し。其土人の信念に依れば、人の所有物が一たび「タプー」さるゝときは、其所

「フレイザ
ー」の記載

「ポリネシ
ヤ」群島
「タプー」と
所有權

物的「タプ
ー」は人的
「タプー」の
延長

「ニュー、ジ
ーランド」

有者以外の者は、之に近づき又は之に觸るゝ能はざる神祕的威力を具ふるものとせり。故に「タプー」は一方に於ては物と其所有者との關係を固くし、他方に於ては其物に不可侵の性質を賦與して、其物と他人との間を離隔し、若し之を犯す者あらば、神罰忽ち至り、或は病を得、或は生命を喪ふものとせり。斯の如き物的「タプー」は人的「タプー」の結果にして、國王、酋長、僧侶、其他の貴人の身體が神聖にして「タプー」性を固有するものなるが爲めに、其禁諱性が其居所、什器、其他の所有物に延及し、又は是等の人は自己の身體が「タプー」性なるを以て、觸接其他の方法に依りて特に物の上に「タプー」を設定する權利をも有するに至りたるものなり。例へば「ニュー、ジーランド」に於ては、獨り國王、酋長のみならず、小酋長、戰士、其他の「ランガチラ」(rangatira)紳士は、各其地位の尊卑に従つて多少の「タプー」性を固有するものとせられ、其身體の「タプー」性は衣服、兵器、日用品、其他一切の動産にして之に觸るゝものに感染して、之を禁諱物と爲し、他人が之に觸れ若くは之を盜むこと能はざるものと爲せり。而して是等の物件は、原

設定の「タブー」

設定の三方
法
宣言、標示、
觸接

始社會に於ては、鐵器の刃物無きが爲めに、單簡なるものと雖も、之を作るに多大の勞力と日子とを要し、従つて其數も極めて少く、其貴重なること殆んど文明人の想像すること能はざるものなりしを以て、其專有に關する「タブー」の保護の有益なりしは、言を俟たざる所なり。(Frazer, Psycho's Task. p. 18.)

物の上に「タブー」を設定するは、宛も先占に因りて、所有權を取得するが如きものにして、之に依りて其物は自己の專有に歸し、苟も他人の之を侵すことを許さざるに至るものなり。而して、其設定方法に宣言、標示、觸接の三種あるは前に述べたるが如し。故に國王、酋長、僧侶、貴族等にして「タブー」設定の特權を有する者は、自己の專有に歸せしめんとする物を「タブー」なりと宣言し、又は之に標符を附し、又は之に觸接し、之に依りて其物に禁諱性を賦與する事を得るものとせり。若し他人が其物を盗み去り、又は其物を毀損し、又は其物に觸れ若くは之を観る等の事あるときは、其侵犯者は忽ち神罰によりて死亡し、或は惡疾を得、或は盲目と爲る等の災害を受くべきものなりとの信念一般に存す

「タブー」侵犯者に對する報復的制裁

宗教的制裁より法律的制裁へ

土地所有權と「タブー」

るを以て、之に對する恐怖の念は、水火刀鋸の刑を畏るゝに優るものあり。随つて其物に關する占有使用收益の保障は、其實效に於て開明諸國の法律に於ける所有權の保護に異なる所あらざりしなり。然るに「タブー」設定者は「タブー」侵犯者が直接に己の利益を攻撃したるを觀て、怒に耐へず、神明の冥罰を待たずして自ら報復的制裁を加へんとし、或は之を笞ち、或は之を殺す等の事往々にしてこれあり。例へば「ニュー・ジラランド」の「マオリ」人(Maori)間に於ては「タブー」侵犯者は神罰を蒙るのみならず、或は笞うたれ、或は殺戮せられ、其所有品は隣人の自由掠奪に委する等の事あり。是れ蓋し「タブー」侵犯の行爲は神人共に惡む所にして、全然其社會の權力者の保護を失ひ、謂はゆる法外人に等しき者と看做さるゝに因るものにして、宗教的制裁が之に依りて、法律的制裁に移るの端緒なりとす。

「マルクエーサス」群島(Marquesas Islands)に於ても「タブー」は土地所有權を生ずる原因と爲りたるものゝ如し。同島に於ては「タブー」は神意にして僧侶に啓

示せらるゝものなりとするを以て、僧侶は之を利用して土地の上に「タブー」を設定し、之を以て自家の世襲不可侵の財産と爲せり。其結果「タブー」は地主階級の貴族を作り、僧侶以外の人民は漁業其他の勞働に依りて生活を爲すに至れりと云ふ。(Frazer, *Psyche's Task*. pp. 18—20.)

「サモア」に於ける五種の「タブー」
毒魚の「タブー」
白鯨の「タブー」

標示に依りて「タブー」を設定し、之に依りて物件、専有の保障と爲すの習俗は、低級文化の民俗間に最も廣く行はるゝ所なるを以て、一々之を證示するの煩に堪へずと雖も、サモア群島に行はるゝ習俗の如きは其最も顯著なるものゝ一なるを以て、範例として茲に之を舉說せんとす。「ターナー」の『サモア誌』に依れば「サモア」人中に行はるゝ「タブー」中最も著しきもの五種あり、皆な標示に依りて之を設定するものとす。其一は毒魚の「タブー」にして「パン果」を保護せんが爲めに、椰子の葉にて毒魚の形を作り、之を「パン」の樹に吊して其樹の禁諱物たるを標示するものとす。此禁諱を犯して其果實を盗む者は、海に入るとき必ず毒魚に刺されて死すべきものとせり。其二は白鯨の「タブー」と稱する

横木の「タブー」
潰瘍の「タブー」

雷の「タブー」

ものにして、椰子の葉を以て作りたる白鯨の模形を樹に懸け、其果實を盗む者は鯨の餌食と爲るべきを警示せるものなり。其三は横木の「タブー」にして、果樹の幹に横木を懸け、其果實を盗む者は身體を貫通すべき惡瘡を發して死すべきものとす。其四は潰瘍の「タブー」にして、貝殻を地に埋め、其上に蘆を束ねて作りたる人の首の如きものを立て置きて禁諱の標と爲すものとす。此の如き標示ある地より物を盗む者は、滿身に腫物を發すべきものとす。「サモア」人中には上記の如き迷信あるを以て、此禁諱地より物を盗みたる者、偶々後日に至り身體中に一小腫物を生ずれば、忽ち恐怖の念に襲はれ、「タブー」設定者に其罪を自白して、禁諱の祓除を哀請し、設定者若し之を赦さんとすときは、之に藥草を與へて、赦免の證票と爲すと云へり。其五は雷の「タブー」にして、椰子の葉を以て作りたる方形の筵に白布の吹流しを附したるものを懸くるを以て式とす。其樹に觸るゝ者自身又は其子女は、冥罰に因り雷に打たれて震死すべきものと信ぜらる。(G. Turner, *Samoa*. pp. 185-188.) 是等の「タブー」標示は、恰

も本邦に於て盜賊除の御守札を門戸に貼附し、或は案山子を稻田に立つると畧ぼ其趣を同うし、而して其効力は遙に之に優るものあり。但文化低級の人民間にありては、本邦現時に於て盜人に信仰心無く、雀鴉が弓矢を恐れざるが爲めに、之に依りて貨財、米穀を防護するに足らざるに異なり、全民迷信に支配せられ、悪人と雖も迷信の心繩に縛せらるゝを以て、冥罰の恐怖は遙に刀鋸の威嚇に優るものあるのみ。

「マレー」群島に於ても「タプ」の標示に依りて果樹等を保護するの習俗は一般に行はる。例へば「チモール」島(Timor)に於ては、椰子の葉を果樹園、菜園等に立つるときは、其土地は禁諱物と爲り、盜人は冥罰を恐れて其内に足を踏入る事なしと云ひ、「アムボイナ」島(Ambon)に於ては、白き十字形を畫きたる壺を果樹の枝に懸くるときは、其實を盜み食ふ者は癩病と爲るものとし、又樹下に鼠の形を爲したるものを置くときは、其樹は禁諱物と爲り、之を犯す者の鼻及耳に恰も鼠に咬まれたる如き痕跡を現はすべしとなす。「セーラム」島(Ceram)

「マレー」群島

に於ては、豚の顎骨を樹枝に懸くるを以て「タプ」設定の方法とし、其違犯者は野猪の爲めに引裂かるべしとし、鱈魚の形を標示して設定するときは、違犯者は鱈魚に食はれ、蛇の形を標示したるときは、違犯者は毒蛇に咬まるゝものとし、其他之に類する「タプ」設定方法に依りて、果樹其他の物を保護するの例極めて多し。(Frazer, *Psyche's Task*, pp. 24, 25.)

「マダガスカル」に於ける「タプ」に關しては「ジャンネツプ」氏の研究を以て最も詳密なるものとす。同氏は一般に財産權の起原を論じて、財産は其原始に於ては凡て宗教的なるものなり、隨つて財産保護の方法も其原始に於て宗教的なるものにして、「タプ」の標示は即ち所有權の標示なりと爲せり。(Gennep, *Tabou et Totémisme à Madagascar*, p. 184.) 同島に於ては、外物所有に神聖なる性質を賦與するには、必ず有形の標示を爲すべきものとし、之に依りて其物は始めて不可侵の性質を享くるものとす。換言すれば、同島に於ては、總て物の所有は事實上の關係にして、人は自己の智力と腕力とに依りて外物を保有する

「マダガスカル」に於ける「タプ」

「ジャンネツプ」の研究

物の所有は事實關係

盗罪存せず

に過ぎざるものにして、點智又は腕力の他人より優りたる者は、恣に他人の保有物を掠奪して、己れ其智勇に誇るも人敢へて之を怪まず、未だ社會に盜罪なるもの存せずして、只被害者の報復あるのみ。斯の如き社會に於ては、文化社會に於ける所有權に相當するものは、獨り「タプ」の保護あるのみ、財產に相當するものは、只禁諱物あるのみ、盜罪に相當するものは、只禁諱侵犯の行爲あるのみ。故に信念のみに依りて維持せらるゝ社會に於ては、物の「タプ」は法治社會に於ける所有權なりしなり。

「マダガスカル」に於て「タプ」の習俗と竊盜公認の習俗とが對立して存在するは、「タプ」が財產權の起因と爲りたる事實を説明するに最も適切なる例なりとす。竊盜は財產權の絶對的否定なるを以て、竊盜と財產權とは二者相容れざる正反對の觀念なり。然るに「マダガスカル」に於ては、盜賊を公認する民族頗る多く、就中南部に於ける「サカラヴァ」(Sakalava)「マハフネ」(Mahafaly)西部に於ける「バラ」(Bara)等の諸民族間に於ては、竊盜は道德上、宗教上是認せら

盜罪公認と
財產權の起
原

盜罪公認の
習俗

竊盜は智行

盜品は神賜

れたる習俗にして、全族盜を以て職業と爲すものと稱することを得べく、族人互に穀物、家畜等を竊取するを事とし、何人も之を以て罪惡と爲さざるのみならず、却て之を巧智の所業と思考し、之を以て致富の最良手段と爲すと云ふ。

「サカラヴァ」族は、竊盜に依りて獲たる物を以て上帝「アンドリアナナハリ」(Andrianaahary)の賜物なりとし、兒童が物を盗みて發見せられたるときは、之を罰するも、是れ其盜行を罪惡として、之を罰するに非ずして、却て竊盜方法の拙劣なるが爲めに發見せられたるを懲罰するものにして、後繼者に竊盜の巧手段を攻究せしむる一種の教育法たるに外ならずと云ふ。(Gennep, *Tabou et Totémisme à Madagascar*, pp. 185, 186.)

竊盜の行爲公認せられ、而も其成功に神明の加護ありとするが如き社會にありては、固より財產なる觀念の存すべき筈なしと雖も、若し斯の如き蠻習存するときは、各人の間常に猜疑危惧の念を存し、社會員間の團結極めて脆弱にして、動もすれば利益の衝突を來すことあるを以て、其社會は久しからずして

「タブー」は
盜奪公認に
對する神護
有る反對習
俗

顯著なる
「タブー」標
示の必要

崩壞するに至るべし。然れども、若し斯の如き無財産状態の中に於て、外物の
繼、續、的、利、用、の、反、對、習、俗、を、生、ず、る、と、き、は、之、に、依、り、て、其、社、會、は、崩、壞、を、免、れ、徐、ろ、
に、物、質、的、進、歩、の、途、に、上、る、こ、と、を、得、べ、き、な、り。而して既に竊盜公認の習俗は
神の加護あるものとするときは、之に對抗して此蠻俗を壓抑し得べきものは、
亦神の加護ある習俗ならざる可らず。「タブー」は神意に基く習俗にして、其禁
諱を犯す者は神の冥罰を蒙るべきものとするを以て、「マダガスカル」に於け
る如き盜行公認の社會に於ても、此習俗あるが爲めに、其社會に於ける勢力階
級の財産は事實上所有權に等しき保障を有し、此習俗の漸次普及するが爲め
に、其社會も全然無財産の悲境に陥ることを免るゝを得たるものゝ如し。

上述の如き蠻習ある社會に於ては、通常の財産は悉く竊盜の目的物とも稱
すべきものなるを以て、之を盜兒の毒手外に置かんとするには、一見其物の禁
諱性を認識するに足るべき表徴の其物の上に存するを必要なりとす。「マダ
ガスカル」に於て「タブー」の設定は概ね皆な標示の方法に依るは、蓋し之が爲

めなり。

「マダガス
カール」に
於ける四種
の「タブー」

「キアデー」

「マダガスカル」島に於ける「タブー」の最も通常なるものを通行の「タブー」、果
實、專、有、の「タブー」、境界の「タブー」、及動産所有の「タブー」の四種とす。通行及果實
專有の「タブー」を標示するには、長き竿の先に艸を結び附けたるものを立つる
を以て、最も普通に行はるゝ方法とし、之を「キアデー」(Kiady)と稱す。「キアデー」
とは、竿を立て、禁止すとの義なり。斯の如き禁諱の證標を土地に立つると
きは、其土地は禁諱地と爲りて、他人の之を通行することを許さず、其土地に生
ずる野菜、穀物、果實等は禁諱物と爲りて、他人の之を盜むことを許さず。境界
の「タブー」は、土壁、柵、垣の類を以て土地の一區劃を繞らすことに依りて之を設
立し、其土地は之に依りて禁諱地と爲り、他人の之に侵入することを得ざるも
のと爲るものとす。

動産に至りては、特に何人も容易く認識し得べき記號に依りて其禁諱物た
るを標示し、其物の盜奪を豫防するの必要あり。之が爲めに通常の器具には、

動産の「タ
ブー」

外部より一見して其禁諱品たるを認識し得べき記號を附して、其物の盜奪を豫防するの必要あり。動産の中最も盜奪し易くして、且つ最も他人の物と混同し易きものは家畜類なり。故に牧畜を事とする民族は、家畜に目印を附けて自他認識の標と爲すは通常行はるゝ所なり。「マダガスカル」の如き竊盜公行の國に於ては、家畜を禁諱物とすること最も必要にして、家畜の「タブー」を標示する方法も亦た最も發達し、或は其身體の一部に焼印し、或は耳を切りて所有の目印と爲すが如き種々の符號を附し、其符號は同時に「タブー」の標示と爲るものとす。「タブー」の符號ある家畜其他の動産を盜む者が宗教上の冥罰を蒙るべしとの信念存するも、其被害者に於て、神の冥罰あるが爲めに其爲害者を不問に附するは、人の常情に非ざるを以て、若し其竊盜にして露顯するときは、必らず報復を爲すか、然らざれば報復に代へて、一定の賠償を求むるに至るものなり。例へば「サカラヴァ」入中にありては、通常の家畜は之を盜むも罪と爲らずと雖も、「タブー」の符號ある牛一頭を盜む者は、科料として十頭を課せ

報復又は賠償

冥罰より刑罰へ

「タブー」は所有權を生ず

らるゝものとす。「タブー」の符號を變更するは、擅に「タブー」を解除し、禁諱物を竊盜の目的と爲すに等しきものなるを以て、其罪は單に家畜を盜むよりは更に重く、牛一頭を盜みて其符號を變更したる者は、一頭に付き四十頭の科料を課せらるゝものとす。(Gennep, Tabou et Totemisme à Madagascar, ch. xi.) 此習俗の如きは、明かに宗教罰が法律罰に移る過程を示すものにして、之によりて宗教上の禁諱が法律上の所有權に進化するの徑路を知ることを得べきなり。文化低級の民族間に於て、外物利用の繼續的專有が「タブー」の習俗に依りて保障せらるゝことあるは、上來叙説したる事例に依りて之を證するに餘りあるべしと信ず。我輩は「タブー」を以て所有權の觀念の低級民族間に發生したる一大原因なりとする者なりと雖も、之と同時に此習俗を所有權發生の唯一の原因と爲す者に非ざる事の特記せざる可らず。總て財産權は其基礎を人類の生理上の需要に有するものなるを以て、其起因を生活資料の欲求に發し、一人が他人と共存する場合に於て、生存競争上自己の欲求嗜好するものを安

全に専有し、他人の爲めに奪取せられざらんことを欲する心的状態より其、專有及防護の方法を講じ、之を侵奪せらるゝときは、忿怒の情を發して報復を爲す等の事より、他人の報復を恐れて敢て侵さざるの風を生じ、其他共同生存者間の利益の衝突に對し、之を調和するの種々の方法行はれ、幾多の世代を累ねて竟に財産權の觀念確立するに至るものなるを以て「タブー」俗の如く、一定の物を禁諱物とし、冥罰恐怖の信念によりて之を不可侵とする如きは、素より所有權の觀念を發生する一原因たりしに過ぎざるのみ。只其習俗は強き信念に基因し、超自然的の制裁に依りて維持せらるゝが爲めに、所有權不可侵の觀念を完成するには、最も有力なる原因たりしものと云ふべきなり。

第五 「タブー」と刑法

「タブー」違犯の制裁に對する恐怖

「タブー」は行爲の禁諱にして、其違犯者は禍災を蒙るべしとの信念に基くものなるを以て、其制裁に對する恐怖の念は、迷信深き蠻民間に於て「タブー」の威

力を絶大ならしめ、其行爲の規範としての効力は、却つて開明國に於ける制裁法に優れるものありしなり。原始的社會に於ては、非違を檢舉すべき警察機關未だ存せず、罪科を審糺すべき司法機關未だ備らざるを以て、人民の行爲に關する規範の實行を保障すべきものは、警察に非ず、刑法に非ず、又裁判所にも非ずして、人民各自が其腦中に有する信念なり。「タブー」違反に對する災害、必至の恐怖なり。而も其迷信の威力は、秋霜烈日の法、刀鋸斧鉞の刑よりも大なりしなり。

冥罰必至の信念

「タブー」の制裁は恐怖の信念にして、視聽言動の禁諱に觸るゝ者は、現世又は來世に於て冥罰を蒙るべしとするにあり。例へば神體、神器、國王等を觀る者は、忽ち盲目と爲り、神殿、禁苑等の禁制地に入る者は、身體痺れて運動の自由を失ひ、其他禁諱に觸るゝ者は、或は不具と爲り、或は惡病を受け、或は生命を失ひ、或は靈魂が地獄に落つると云ふが如く、蒙昧の人民が種々の想像を逞うして傳唱せる冥罰必至の迷信是れなり。是等の冥罰は、素より各人の信念にのみ

自家恐怖心の呵責に因る制裁

存するものなるを以て「タブー」の制裁は主觀的にして自家恐怖心の呵責たるに過ぎずと雖も、彼等は神、惡魔又は其他の超自然力が其冥罰を蒙らしむるものとするが故に、彼等に取りては主觀的に他働的制裁たるなり。而して「タブー」俗の盛んに行はるゝ民族間にありては、其信念の強きが爲めに之を犯したる者は、自ら恐怖の苦惱に責められて迷信的制裁を實現し、或は重病に罹り、或は苦悶して死する者多く、之が爲めに一層其制裁力を強からしむるに至るものとす。

自動的制裁と他働的制裁

上述の如き制裁は、主觀的には他働的なりと雖も、其實は自動的なるに外ならず。然るに「タブー」違犯の行爲中には、直接に他人に損害を及ぼすもの尠しとせず。是等の場合に於ては、其違犯者は獨り幽冥の責罰を蒙るのみならず、其被害者若くは其親族、族人、首長等より現實の報復的責罰を受くることあるを常とす。此場合に於ては、其制裁は之を受くる者の觀念に於ても、亦事實に於ても、他働的なるものなり。例へば會長、高僧等に對する「タブー」を犯したる

現實の報復的責罰

神祕的制裁より現實的制裁へ
宗教的制裁より法律的制裁へ

者あるときは、會長等は神罰を待たずして之を笞ち、之を殺す等の事あり。又「タブー」を犯したるが爲めに、其祟りとして、全族が災を蒙るべしとの信念ある場合、例へば神聖なる河流に汚物を投じて之を穢すときは、惡疫流行すべしとか、旱魃あるべしとか、五穀登らざるべしとか云ふが如き信念ある場合に於ては、全族は復讐的に、其破戒者に責罰を蒙らしめ、或は之を生贄として神に謝罪するが如きことあり。又「タブー」を犯したるが爲めに、其違犯者の親戚に至るまで、災禍を蒙るべしとの信念あるときは、其親戚も亦其違犯者を憎み、之に責罰を蒙らしむる事あり。又直接に他人を害せざる者と雖も、「タブー」の禁諱に觸るゝ者は、族人より忌み嫌はれて、擯斥せられ、或は責罰を受くることあるに至ることあり。茲に於て「タブー」の制裁は神祕的なるより現實的なるに至り、隨つて「タブー」なる行爲の規範は、獨り宗教的なるのみならず、社會的にして、且法律の素質たるに至り、其制裁も獨り宗教的なるのみならず、社會的にして、且國家的制裁なる刑罰の素質たるに至る。

「タプー」の制裁の二種

上に述ぶる所に依れば「タプー」の制裁に二種あり。

一 宗教的制裁

二 法律的制裁

是れなり。

宗教的制裁

宗教的制裁は「タプー」固有の制裁にして、信念に因り破戒者が超自然力に依りて蒙るべしとする冥罰なり。例へば「ポリネシヤ」群島に於ては、病死を以て最も普通なる破戒の冥罰なりとす。「タプー」を犯す者は神罰に依り水腫病に罹りて死するものとする信念は、最も廣く群島間に行はる。而して彼等は「アツアス」(atras)と云ふ悪神が破戒者の身體に入りて命素を食ふものとせり。「トンガ」に於ては、破戒者は鮫の爲めに食はるべしとの信念あるを以て、若し破戒の行爲あるも、何人が其破戒者なるや明かならざるときは、其嫌疑者を海中に投じて、其罪の有無を決するの習俗ありと云ふ。

法律的制裁

法律的制裁は國王其他の権力者が破戒者に蒙らしむる俗界罰にして、所に

死刑

いりて其種類寛嚴一ならず。例へば「ハワイ」に於ては、國王は「タプー」の監視官を置きて、島中に於ける「タプー」の勵行を掌らしめ、若し破戒者あるときは悉く之を死刑に處すと云へり。他の諸島に於ては、制裁は此の如く峻嚴ならず。

掠奪刑

例へば「フィジー」に於ては、奴隸の場合を除く外、破戒者を死刑に處すること極めて稀にして、通常は掠奪罰に處するものとせり。掠奪罰とは、族人をして自由破戒者の財産を奪ひ去ることを許す習俗を云ふものにして、通常之を「ムルー」(murū)と稱す。此習俗は「タプー」違犯の制裁としては頗る廣く行はるるものにして、例へば「ニュージールランド」に於ては「タプー」に違犯したる者は總べて所有能力を失ふものとし、族人中に破戒者あること知るゝや否や、親戚知人は先を争うて破戒者の家に駆け集まり、手當り次第に財物を奪ひ去りて、一物をも餘さざるを常とす。此「ムルー」俗の爲めに「ニュージールランド」に於ては財産の轉遷頗る頻繁なりと云ふ。

「ムルー」

宗教罰より法律罰へ

「タプー」の制裁は、其始に於ては自働的にして宗教的なるもの多きに居るも、

「ニュー、ジ
ーランド」
死刑、沒收、
追放

後に至りては漸く他働的なるものを生ず。他働的制裁中、僧侶、巫女等の蒙らしむる責罰は、之を宗教的なりと云ふことを得べきも、酋長、族人、其他の世俗的権力者の蒙らしむる責罰は、之を法律的制裁と云ふことを得べし。故に社會の發達が政治的組織を有する程度に達したるときは「タブー」違犯に對する二種の制裁併び行はるゝに至るものなりと雖も、其始に於ては、宗教的制裁の効力の遙に、法律的制裁の上にあたりたるは言を待たず。「トムソン」は「ニュー、ジールランド」の「マオリ」人(Maoris)間に於ける「タブー」に付いて述べて曰く、「「タブー」の違犯者は神人共に之を罰す。前者は病又は死を降し、後者は死刑、沒收又は追放に處す。而して「タブー」を維持する効力は、人に對する恐怖よりは寧ろ神に對する恐怖に存するものとす。人の目は欺くを得可し、神の目は欺く可らず」と。(A. S. Thomson, The Story of New Zealand, i. 103.) 然れども、原人間に政治的組織の備はるに隨つて、法律的制裁と稱すべきもの漸く多きを加へ、竟に「タブー」は宗教的禁諱より法律的禁諱たるに至り、其制裁は宗教罰より法律罰たるに至

かたるものなり。

「メラネシヤ」群島
賠償

「タブー」違
犯に對する
除災式

身滌、祓

贖罪の爲め
に財貨を捧
呈す

「メラネシヤ」群島に於ては「ポリネシヤ」群島と異なり「タブー」の違犯に對しては、宗教的制裁あること無く、只違犯者は其違犯の爲めに損害を受けたる者に對して賠償を拂ふに止まると云ふ。蓋し其始は他の諸島と同じく宗教罰存したるものなるも、後に至りて法律罰のみ遺存したるものなり。又「タブー」の違犯に對して除災式を行ひ、之に依りて其冥罰を免るゝものとする。例へば汚穢の行爲に對して身滌、水垢離、祓を爲すが如きは最も普通に行はるゝ、除災式なるを以て、擬制に依り、是等の式を汚穢の「タブー」違犯以外の場合に及ぼし、一切の破戒は祓に依りて其冥罰を免るゝことを得べしと爲すものあり。又人は己れの肖像によりて神を造るものなるを以て、神は人に同じき情欲を有するものなりとし、神に禱りて罪を謝し、其冥罰を赦されんことを乞ふに當りても、贖罪の爲めに、衣食其他の財貨を捧げて、其怒を宥めんとするは、低級文化の人民中に行はるゝ普通の事なり。而して神に禱り

刑事制裁及
民事制裁の
原因

民事損害賠
償の端緒

本邦古代の
祀

賀茂、本居
二氏の説

「タブー」違犯の罪を免んことを乞ふには、僧侶其他の祈禱者にも物を贈りて災害の禳祓を乞ひ、又首長に對する「タブー」を犯したる場合には、其首長に對しても物を捧げて宥赦を乞ひ、又「タブー」違犯の爲めに他人が損害を蒙りたる場合の如きも、其被害者に物を贈りて賠償と爲し、以て報復的責罰を免れんとするが如き、亦通常の事たるに至る。茲に於て「タブー」違犯に對する制裁は獨り、刑事制裁の原因たるのみならず、民事制裁の原因たるに至る。例へば「サモア」島に於ては「タブー」を犯すときは腫物を生ずべしとの迷信あるを以て、若し破戒者の身體に腫物を發するときは、彼は恐怖の念に打たれて其被害者に自首し、贖罪品を贈りて其罪を謝し、被害者は禁厭の藥草を與へて除災を爲すの習俗あるが如きは、之を民事損害賠償の端緒と見ることを得べきなり。

本邦の古俗なる祀の如きは「タブー」の除災式中最も普通にして、廣く南洋諸群島其他の地方に行はるゝもの、範例と爲すことを得べきなり。賀茂眞淵の「祝詞考」及本居宣長の「大祀詞後釋」に依れば、祀とは穢れたる物を捨て、身滌を

六月、十二
月の大祀
臨時の大祀

贖物

爲して身の穢を洗ひ、又は贖物を出さしめて、祓具と爲すの三種の方式の通稱にして、伊邪那岐命が黄泉に到坐て穢れ給へるを清め給はんとて、筑紫の橘の小門にて、大御身に着坐せる物を悉くぬぎ棄て、身滌し給ひ、又須佐之男命に千座の置戸を負はせて、遂はれたる如きは、最も有名なる例なり。其後も、祀は祭政の大事とし、毎年六月、及十二月の末日に朝廷に於て大祀を行はれ、官人の過ち犯しけん雑々の罪を解除はしめらるゝを恒例とし、其他臨時に大祀を行はれ、又は諸國に令して大祀を行はしめられしことあり。何れの場合に於ても、贖物を出して、祓具とするを例とせり。大祀は時としては大解除と書す。蓋し一切の罪科を祓ひ清めて、其責罰を解除するが爲めにして、「タブー」の禁忌を犯したる場合に於て、之に類似する方法に依りて、其責罰を解除すべきものとするの習俗は、廣く原始的民俗間に行はるゝ所なり。

贖物は「公事根原」に、身のわさは、ひを、あがふ物と解し、伊勢貞丈は、身になせる罪と云ふ罪を祓ひ清めんが爲めに、身の代りに何にても出して、其物に罪科を

課て、祓ひ棄るなり、身代りに出す物を贖物と云ふなり、昔贖銅とて罪重き人の重刑罰に行はるべきを、銅を出だせば、其刑を軽く行はるゝも贖物と同意なりと云へり。而して贖物は何物と限れることなく、日本書紀神代卷の一書に、素盞鳴尊の罪を祓ひ清めんが爲めに、手足の爪を抜かしめて之を贖物と爲したることを記し、又延喜式に依れば、御輿形、金人、銀人、瓮等を贖物とし、其他馬、器具、衣服等を出したることあり。又人形を作りて身の代と爲すことあり。今に至るまで、夏越、師走の祓に人形を作りたる紙片にて身體を拭ひ、之に錢を添へて棄つる習俗あるは、即ち祓禊を爲すものなり。

大祓は諸の天津罪、國津罪を祓ひ清むる爲めに行はれたるものなり。本居宣長の解釋に依れば、都美とは都々美の約にして、人の惡行のみにはかぎらず、病もろもろの禍、又穢きこと、醜きことなど、其外もすべて世に人のわるしといひにくみからふ事はみな都美なり、故に大祓詞に擧げたる都美にも穢と姦と災と惡行との四種ありて、いづれも宗教的除災式なる祓に依りて解除し清む

罪に關する
本居宣長の
説

祓と財産刑
並に民事賠
償法との關
係

刑と祓との
關係に付て
の本居宣長
の説

るものとせり。然るに、其都美を祓ひ清むるに付き、祓具として贖物を出すものといへるより、贖罪、金、其他の財産刑並に民事賠償の法を生じ、又惡行の大なるものに付ては、國家が他の刑罰を科することあるに至れるものゝ如し。本居宣長が大祓詞後釋中に、刑と祓との關係を論じたる一節の如きは、宗教的制裁と法律的制裁との分化の徑路を示すこと頗る適切にして、比較研究方法の未だ興らざりし當時に於て、此の如き見解を採りたるは、以て彼が超凡の學識を示すに足るものあり。彼は曰く、

つらつら考ふるに、まづ上代にもろもろの罪を治むるに、刑と祓と有て刑ふべき罪と、祓を負すべき罪との異ありけむか。その異は、或は重きは刑、輕きは祓にやと見ゆる事もあり。又その重くて刑ふべきを宥めて、重き祓を負せられたりと見ゆるも有り。また輕き重きにはかゝはらず、罪の色によりて、或は祓を負せたりと見ゆることもあり。又神事にかゝれる罪は、重きにも祓を負せ、又神事ならねど神の祟などによりても、其罪をば、

祓を負せられたりと見ゆ。これらの事史に見えたる上代の跡どもを考へわたして知るべき也。然れば此大祓に擧げられたる條目ども、諸の罪の中にて刑ふべき罪にはあらで、必ず祓ひ清むべき罪のしなじなにならざりけんかし。然るにや、世くだるまゝに刑のかたしげくなりて祓を負ふことは漸にすくなくなりもてゆきて中昔に至りては、祓の法はただ神事に預れることのみ用ひられ、又いよいよ世くだりてはその神事にすら祓を負する法は絶たる也。

天津罪、國津罪

罪の基本観念は穢

大祓詞に天津罪として列擧せるものは、ハナチシツメヒ 畔放溝埋、ハナチシキマクシ 頻蒔串刺、イキハキサカ 生剝逆剝、イキハキサカ 尿戸にして、オノゴカセルツミ 其國津罪として列擧せるものは、イキハキサカ 生膚斷、イキハキサカ 死膚斷、イキハキサカ 白人、イキハキサカ 胡久美、イキハキサカ 己母犯罪、イキハキサカ 己子犯罪、イキハキサカ 母與子犯罪、イキハキサカ 子與母犯罪、イキハキサカ 畜犯罪、イキハキサカ 昆蟲、イキハキサカ 乃災、イキハキサカ 高津神、イキハキサカ 乃災、イキハキサカ 高津鳥、イキハキサカ 乃災、イキハキサカ 畜、イキハキサカ 志、イキハキサカ 蠱物爲罪なり。本居宣長の説ける如く、是等の罪は穢、イキハキサカ 災、イキハキサカ 惡行の四種に分つことを得べしと雖も、之を祓の目的として觀るときは、之に通ずる基本觀念は穢にして、イキハキサカ 貞觀儀式の大嘗祭中、預穢惡事の本註に、イキハキサカ 祓詞所云、イキハキサカ 天罪國罪之類、皆

神之所穢所惡也と云ひ、宣長が祓の要は、惡行をば、主とせ、穢をもて、第一の罪とす、イキハキサカ 大祓詞後釋下と云ひたるは、よく肯綮に中るものと謂はざる可らず。

天津罪、國津罪は概ね後世に至りて刑法上の罪と爲りたるものなり。天津罪中、畔放溝埋、イキハキサカ 頻蒔、イキハキサカ 串刺は皆な土地の所有權を侵し、耕作を害するの行爲にして、後世の刑法に於て財産權を害する罪又は農業を害する罪として罰せらるゝに至りたるものなり。己母犯罪、イキハキサカ 己子犯罪、イキハキサカ 母與子犯罪、イキハキサカ 子與母犯罪、イキハキサカ 畜犯罪は後世の刑法に於て姦淫罪又は風俗を害する罪として罰せらるゝに至りたるものなり。其他蠱物爲罪の如きは、半開以下の國に於ては呪咀罪として嚴刑に處したるものなり。只白人、イキハキサカ 胡久美、イキハキサカ 昆蟲乃災、イキハキサカ 高津神乃災、イキハキサカ 高津鳥乃災の如きは、素と禁忌其ものに非ずして、禁忌に觸れたる結果として個人又は全族の蒙りたる殃災なるが故に、修祓解除の目的と爲りたるものなるを以て、後に刑罰の目的とは爲らざりしなり。

神祓令の集解に引用せる延曆二十年五月十四日の官符は、當時祓と刑法と

財産權侵害又は農業妨害の罪
姦淫罪又は風俗を害する罪
呪咀罪
禁忌犯觸に因る殃災

祓と刑法との併存

並び行はれて、罪の重きものは既に刑律に依りて罰せられたることを示すものなり。同官符は、禁忌觸犯の情狀に準じて祓具の種類及數量を定め、大祓の料物は二十八種、上祓の料物は二十六種、中祓の料物は二十二種、下祓の料物は二十二種とし、終りに

其毆傷若重者、祓淨之外、依法科罪、齋外鬪打者、依律科決、不在祓限。又祝禰宜等與人鬪打、及有他犯事、須科決者、先解其任、即決罰。神戸百姓有犯失者、行齋之外、決罪如法、云々。

と云へり。是に依るも、當時禁忌の行爲は神祇に對する瀆犯とする外、國家に對する犯罪としたるを知るべきなり。

前に述べたる如く、蠻民は「タブー」違犯を汚穢の行爲と爲し、一人の醜行は其汚穢を全族に及ぼすものとすを以て、神は一人の「タブー」違犯の祟を其汚行を出したる種族及土地に及ぼし、一人の「タブー」違犯の爲めに全族災を蒙るべきものとせり。茲に於て「タブー」違犯は獨り神に對する冒瀆の行爲たるのみ

「タブー」違犯を該社會に對する招災の行爲とす

「ユダヤ」

ならず、社會に對する招災の行爲なりとするの觀念を生ずるに至れり。「ユダヤ」人も一人の「タブー」違犯の行爲は、其汚れを全族及土地に及ぼすものなりとせるは、利未記に載せたる「エホバ」の神託に依りて之を知ることを得べし。「エホバ」は「モーゼ」に告げて、近親性交、姦通、其他種々の姦淫罪を列擧して之を禁じたる後ち、曰く

汝等はこの諸の事をもて身を汚すなかれ。我が汝等の前に逐はらふ國の人は、この諸の事によりて汚れ、その地もまた汚る。是をもて、我れ其惡のために罰す。その地も亦自らそこに住る民を吐いだすなり。(利未記十八章二十四節以下)

「ギリシヤ」

「ソフォークレース」の詩篇中「セーブス」の「オエーディプス」王(Oedipus)が其父を殺して其母と結婚したる爲めに、國中の草木枯凋し、惡疫流行し、人畜共に子を産まず、國人は神讖を恐れて他國に逃れ、全國荒廢に歸して無人の郷たらんとするに至り、「デルフィ」の神託は、王を廢して之を放逐するに非ざれば、亡國の災を免るゝ

「ローマ」

能はざることを宣示したりと云ふを以て觀るも、古代「ギリシヤ」に於て、親を殺し、近親と相婚するが如き醜惡の行爲は、神罰により災を全國に及ぼすものとしたるを知ることを得べし。(Sophocles, Oedipus Tyrannus. 22 et seq. 95. et seq.) 「ローマ」に於ても、クラウディウス帝 (Claudius) の時、一貴族が其姉妹の一人を娶りたる事あり。其後ち夫は自殺し、妻は追放せられたるが、帝は命じて「ディアナ」神 (Diana) の聖林に於て除災式を行はしめたり。蓋し「ディアナ」は農作物の豊饒及人畜の蕃殖を司るの神なるを以て、「ローマ」人が近親相婚の祟として國內に五穀登らず、生民跡を絶つに至らんことを恐れたるが爲めなり。(Frazer, Early History of the Kingship. pp. 13. et seq. 17.) 「アイルランド」の古傳説に依れば、第三世紀に國王が其姉妹中の一人を娶りしに、其後ち饑饉、疫癘等の災禍頻りに起りたるを以て、貴族は其原因を國王の亂倫の行爲に歸し、其災害を免れんが爲めに、國王に迫りて、此穢れたる婚姻の結果なる二人の子を燒殺し、其灰を河水に流して祓除せしめたりと云ふ。(Frazer, Psyche's Task. p. 42.)

「アイルランド」

「タブー」違
犯者を罰し
て、災災の原
因を撲滅す

「ハムムラ
ビ」法典

「マヌー」法
典

「モーセ」法

「サクソン」
古法

此の如く、一人の匪行は災を全族に及ぼすものなりとの信念あるが爲めに、族人は其犯人を罰して神の怒を鎮め、又は之を死刑に處し、或は之を族外に放逐して、其災害の原因を撲滅せんとするの習俗を生ずるに至る。古代の法律にして其痕跡を存せるもの尠しとせず。「ハムムラビ」法典は、姦通者を絞殺して河水に投じ、母子相姦者を燒殺するものとし (Code of Hammurabi, 129. 157.) 「マヌー」法典は、姦婦を公の場所に於て、犬に啖はしめ、姦夫は熱鐵の板の上に焙り殺すものとし (Laws of Manu, viii. 371. et seq.; Gautama xxiii. 14. et seq.) 「モーセ」の法も、姦通者を死刑に處し、『斯して惡事を「イスラエル」の中より除くべし』と云ひ (申命記二十二章二十二節)、「サクソン」の古法は、姦婦をして自縊せしめて其屍を燒き、又は同村の婦人をして笞殺せしめ、又は刀を以て寸斷せしめ、姦夫を火中に投じて燒死せしめたるが如き慘刑を行ひたるは、蓋し往時姦通の如き醜行の結果が全族に及ぶを恐れたるに出でたるものなり。

後論

「タブー」は制裁有る行為の規範の起原

人類の社会的生活と心理的求心力及凝聚力

「タブー」は此の求心力及凝聚力を消極的に維持す

上來論述したる所に依り、タブーは人類が制裁ある行為の規範を有するに至れるの起原にして、法律は實に此原始的規範の進化したるものなるを知ることを得べし。人類が社会的生活を爲すに至れるは、同祖神崇拜、同「トテム」の認識、同一の勇者、僧侶、豫言者、藥人等に對する崇敬、畏服等の心理的求心力ある外、同社會員間に於ける男女間の性愛、血族間の親愛、同種の認識等の心理的凝聚力あるが爲めなり。社會に於ける求心力の強大なると、社會員間に於ける凝聚力の鞏固なるとは、即ち其社會をして團體的存在、競争場裏の優者たらしむる所以にして、此求心力、凝聚力を積極的、消極的に維持するの勢力先づ存して後ち、始めて其社會の發展を期し得べきなり。而して「タブー」は此求心力及凝聚力を消極的に維持する作用ある勢力なり。社會求心力の中心たる主權者に對しては、視聽言動の「タブー」に依りて其神聖不可侵性を維持し、之に依

原始社會に於ける消極的規範

「タブー」は強力なる制裁を有する消極的規範

りて求心力の弛緩を豫防すると同時に、倍々其神秘的威權を強大ならしめ、同社會員に對しては、生命、身體、婚姻、財産等の「タブー」に依りて、相互に情欲、性欲、物欲の侵害を忌避せしめ、之に依りて凝聚力の弛緩を豫防すると同時に、人民の團結をして倍々鞏固ならしむ。社會は先づ其存在鞏固にして、而して後ち始めて文化發展の途に就くことを得べきなり。故に社會に於て最初に發現する規範は、其破壊を防止する作用あるものならざる可らず。是れ原始的社會に於ける規範は、其宗教的なると、道義的なると、法律的なるとを問はず、概ね消極的にして、此破壊的傾向ある行為を禁止するもの多きに居る所以なり。「タブー」は強力なる制裁を有する消極的規範にして、社會の壞類を防止するに最も適切なる作用を有したるものなり。加之、原始時代にありて、或種類の行為の諱避が強い信念に依りて、數世代間遵守せらるゝときは、之に依りて服従の習性を馴致し、粗野の蠻民も漸く規律的生活に慣れ、他日法治生活に入るの素質を具ふるに至るものなり。

「タブー」と
國家の法禁

「タブー」に依り諱避すべき行為は、其種類極めて多く、本論に掲載したるものは素より其一斑に過ぎずして、法律の起原に關するもの、みを摘採して之を例示したるに過ぎず。其他、會長、僧侶等の權力者が自己の欲望又は嗜好を満足させんが爲めに、或種類の行為を「タブー」としたるものあり。或は天變地異の如き自然現象に對する恐怖より忌避の習俗を生じたることあり。民族に依り、地方に依り、時代に依りて、千種萬様な如くなるも、要するに長時間各民族に通じて存するものは、社會の求心力又は凝聚力の維持に關するもの外ならず。此普遍性を有する「タブー」は、後に至り概ね皆な公權力の制裁を以て強行せられ、其範圍又は體様を變じて國家の法禁と爲りたるものなり。

幼稚なる人民は幼稚なる個人の如く、抽象的觀念又は綜合的觀念を有すること能はず。故に善惡の如き抽象的觀念は未だ原人間に存すること無く、彼等が稍々綜合的能力を有することを得るに至るも、其始に於ては、道義的觀念を具體的に形容して之を表示するに過ぎず。故に彼等が有害なりと考ふる

文化低級民
の道義觀念
の表示

神聖と善と
權力又は權
利
穢と惡と罪

行為を綜合的に言ひ表はさんとするときは、之を彼等が最も嫌忌する事物に擬するを常とす。汚穢の事物は視感、臭感に劇甚なる不快の念を與ふるものなり。加之、汚穢が疾病の媒介たるは、彼等蠻民の淺き經驗と雖も夙に之を認識するに至り、殊に疾病の如きは、之を物の怪、魔神等の所爲と爲すを以て、彼等は概して不淨を忌み嫌ふこと甚しく、其結果彼等の最も嫌忌する事物は、之を概括して「穢きもの」「汚れたるもの」又は「穢」と汎稱するに至るは、宛も道義上善惡なる抽象的觀念の發するに先だち、直線、曲線に依りて之を形容し「直き行」「曲れる行」又は曲直、其他之に類似する言語を生じたるが如きものありしなり。「タブー」の目的たる事物は、神聖なるに非ざれば穢れたるものなることは既に前に之を叙説せり。「タブー」の目的たる事物にして神聖なるものは、道義上に於ては善なる觀念を生じ、法律上に於ては權力又は權利なる觀念を生ぜり。穢なる觀念は道義上に於ては惡なる觀念を生じ、法律上に於ては罪なる觀念を生ぜり。而して此觀念の變化を生じたるは、社會の政治的組織稍々整備し、

「タブー」の
禁忌より法
律の禁令へ

法律進化論
公権力大に發達して、法律の禁令が「タブー」の禁忌に代はりたるの時にあるものとする。

索引

索引

<p>「アイランド」の古傳説 四四二</p> <p>「あがもの」(贖物) 四三五・四三六</p> <p>悪と穢 四四七</p> <p>悪逆之罪 二〇</p> <p>字を稱す 一三八・三七七</p> <p>「アツアス」 四三〇</p> <p>「アテネ」の娼婦 一八〇</p> <p>「あに」(兄) 二二一・二三四</p> <p>「あね」(姉) 二二一・二三四</p> <p>天津罪 二二一・四三六・四三八・四三九</p> <p>「アンガクト」 二九六・二九七</p>	<p>活ける神 八七</p> <p>伊邪那岐、伊邪那美 一七七</p> <p>二神の婚姻 四三五</p> <p>伊邪那岐命の禊祓 一三八・三七六</p> <p>異字代用 一九七</p> <p>異性別業 一四〇・一五〇</p> <p>伊勢貞丈の説 三七八・四三六</p> <p>異族相婚の「タブー」 二〇三</p> <p>異母兄弟姉妹の相婚 二二〇・二二一</p> <p>板倉重矩龍顔を拜す 二二二・三五一</p> <p>一時の「タブー」 五九・三一八</p> <p>一般の「タブー」 五八・三一七</p> <p>一夫一妻制 三九六</p>	<p>「いましめ」 四〇・四一・三一五・三一六</p> <p>「いましめのなは」 四〇・三一五</p> <p>「いまひごと」 三一四</p> <p>「いみ」 三七・三二・三三</p> <p>「いみ」の三義 三七・三八・三九・四〇</p> <p>「いみ」の意義 三八・三九・四〇</p> <p>「いみことば」 三三・三三・三四・三五</p> <p>「いみ名」 三九・一〇〇・一一三・一二四</p> <p>「いみ名」は實名敬避の習俗より生ず 三七四</p> <p>「いみ名」の制度は猶存す 一四四・三八三</p> <p>諱 一三三・一三四・一三八・一三九</p>
------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

諱の原義	一三三・三七四	「インド」の娼婦	一八一	延暦四年の詔	一三九
諱の禮制	一三〇・一三三・一三九・一四四	「ウイスビー」法	七	「オーストラリア」	三五・一八六
諱は周代に始る	三七三・三七五	「ウエスターマーク」	一七二・一七六	「おと」(弟)	二二七・二四一・二四三・三〇
諱は死生を限らず	一三九・三七九	一七八・二七九・二八二・二八二	一八五・一八八・一八九・一九〇	己子犯罪	二二・四三八
諱の違犯者を罰す	一四〇・三七九	二二四・二二八・二三五・二五〇	上人	己母犯罪	二二・四三八
諱の制度(本邦の)	一三九・一四一・三七七	「ヴント」の説	四六	大祓	四三五・四三六
諱の制度(支那の)	一三五	永久の「タブー」	五九・三一八	大解除	四三五
諱に關する疑	一三〇	衛禁律	二九三	大祓詞	二二・四〇八
忌部の意義	三八	英主暴君の新立法	一六	御目見以上	二二五
齋部	三九	「エーヴバレー」	一七五・一七九	御目見以下	二二五
「しむこと」	三二	「エホバ」の神託	一八〇	上通下通婚	二二・二二二
「しむことのり」(戒法)	三二		四四一	阿蘭陀人御覽	二二六
「しも」	三三・三三三			「オレロン」法	七
「しもせ」	三三・三三一			音聲の相避	二四六
「インカ」王族	三三				

か

海軍法令(ルイ)十四世の)	一四	合理習俗が不合理習俗を	一八三・一五三	「キアデー」	二八五・四二三
戒律より禁令へ	三四〇	生む	三四・三〇九	求婚の優先權	二五二
行爲の統一	五一・三三七	「カプー」	一〇〇	危険の恐怖	四四
行爲の「タブー」	六一・三三〇	神の現身	六七・四三四	敬ニ鬼神ニ遠レ之	五五・三〇七
交叉従兄弟姉妹の相婚	二五二・二五五	賀茂眞淵の説	二七三・四一一	貴族の同級結婚	二二三
家諱	一三八・三七七	我有、他有の觀念	一三二	起訴狀の形式	一一四
隔字の制	一五三	「ガラ」王國	四三九・四四一	木梨輕皇子	二二六
革命の包括的變法	二四	姦淫罪	四〇一・四〇二・四四一	諱法(支那に於ける)	一三五・三七五
家産の保留	二五四	姦通	一七一・三九九	諱法は猶存す	一四四・三八三
家族財産權の發達	二五	姦通罪	二六三・二六四・二六五	忌避	三〇八・三一四・三一五
家族の特別財産	二六	姦通者又は其子に對する	二六三・二六八・四〇二	諱避より生ずる國語族語	一三二・一三七二
家族の別産	二五・二六	冥罰	一七一・一七二	家語	一八三
家畜の「タブー」	二八六	姦通は「タブー」	一七四・二六〇・二六二	級親制と混交状態	一八三
貝原益軒の説	五六	千名犯義	二二	級別式	一八三
家父	二六			行政上の客體的 legalization	一三
				兄弟姉妹の性關係公認	二二八
				兄弟姉妹婚(本邦古代の)	二二九
				兄弟姉妹婚の公認	二二九・三〇

兄弟姉妹婚の三種	二二〇	兄弟姉妹婚の禁	二二六	兄弟姉妹婚禁止の原因	二二六	兄弟姉妹婚の「タブー」	二二七・二二六・二二六	兄弟姉妹相互の稱呼	二二四	兄弟姉妹相避の「タブー」	二二七	兄弟姉妹婚は近親結婚の首尾を爲す	二二七	客體的 legalization	一〇・二二・二三	宮衛律	二九二	宮廷の線界	一〇五	共同婚	一七九・二八二・二八四	共有妻	一八〇	恐怖心の呵責	四二八	恐怖の心的強制	二八九	恐怖は慣習の起原	四九				
恐怖は「タブー」の保存原	五三	因	三二	御諱闕畫の令(明治元年)	三八二	御諱御名の字を用ふるを	一四三	禁ず(明治元年)	一四三	御諱御名の字を用ふるの	一四三	禁を解く(明治六年)	一四八	吉利支丹(切支丹)	三三・四四・一	「ギリシヤ」	八四	規律的生活の慣習	一五八・三九一	記録に據頭平出闕字を廢す	二九二	禁衛律	一〇一・三五五	禁垣	七四・一〇一・三五五	禁苑	三二五・三三六	禁戒	三三三	禁忌	三〇八	禁諱	三〇八
禁諱違反の行爲	二八二	禁忌犯觸に因る殃災	四三九	禁闕	七四・三三五・三五五	禁闕	一〇一	禁中	一〇一・三五五	禁廷	七四・一〇一・三五五・三五五	禁門	一〇一・三五五	禁裡	七四・一〇一・三五五・三五五	King's peace	三五九	近親忌避の原因	二二〇	近親結婚の「タブー」	二二七	近親結婚の「タブー」の起原	二二九	近親結婚の禁	二二〇・四〇四・四〇九	近親結婚の罪	四〇五	近親性交の「タブー」	一七四		四〇四・四〇七・四四一・四四二		

近親姦犯の刑罰	七九	近親相姦	四〇四・四〇六	近親相婚の沿革	二二三	近親相婚の崇	四四二	近親相避の「タブー」	二〇四・二〇六・二二七	近接の「タブー」	一〇一	「ギンスベルグ」	一八二	「クイニウング」	三五三・一〇	公式令	三八六	楠木正行の参内	二二二・三五〇	「クイチューム」	七・二三	國津罪	二二二・二三・四〇八	四三六・四三八・四三九	宮内大少丞問合	一五九・三九四	國之大奴佐	二二一			
國之大祓	二二一	雲の上人	一一五	藏人	一一六	「クトポトキン」	一七五	外國人引見	二二六	外婚俗	一九九・二〇六・三三二	外婚俗の廣狹二種	二〇〇	外婚俗と混交状態	一八六	外婚俗と結婚難	二〇六	外婚俗緩和と内婚俗制限	二〇六	外族婚	四〇四・四〇七・四〇八	外族婚と近親性交の「タブー」	四〇八	潰瘍の「タブー」	二七八・四一七	皇居は「タブー」	一〇二	皇居に「禁」の字を冠す	一〇一・三五五	果實専有の「タブー」	二八五・四二三
化成法規	一四	化成法の改廢	一八	割字	一四八	官妓(朝鮮の)	一八一	觀視の「タブー」	二一七・二四四・三四六	觀視の「タブー」は一般的習俗	一一八・三四七	慣習の起原	四九五〇	慣習の形成	三三七	慣習は自然發生	五〇	慣習の奴隸	一六	慣習規範	六	慣習規範の記録	七・一三	慣習的制裁	九	慣習に因る「タブー」	六三・三二一	慣習法規の改廢	二二・二七	慣習法の惰性	二七

慣習と社會進歩との關係	五三	君主を觀たる制裁	三五〇	穢	四三八・四四七
軍事別産	二六	敬畏	三一五	「ケクロプス」	一七七
君家の近親結婚	二二二	敬遠の習儀	三〇八	結婚禁忌の範圍	二〇八
君權	九〇	敬遠の禮	五五	結婚者の身分	一七三
君權離婚	一九	敬遠は世界的習俗	五七	結婚難の緩和	一七三
君主の居所	一〇一・三五五	境界の「タブー」	二八五・四二三	結婚の禮は「タブー」の解	二〇七
君主は宮殿に籠居す	三四八	荆軻燕太子を刺す	一〇二・三五四	除	一七三
君主は神孫	三五二	敬語は離隔を示す	五七	闕畫	一四八・一四九・三八九・三九〇
君主の神聖	九七	刑事起訴狀	二九四・二九六	闕畫に關する文政元年令	一五〇・三八七
君主の所有物	一〇二・三五五	刑事制裁	四三四	闕畫に關する明治元年令	一五〇・三八七
君主に對する「タブー」の	九八・三四六	刑と被とに關する本居宣	九〇	闕畫の制を止む	一五二・三八九
種類	九八・三四六	長の説	四三七	闕字の制(本邦令の)	一五五
君主に對する觸接は大不	九三・三五二	繼受論	一	闕字	一五四・一五五・一五七・一五八・
敬	二二八・三七〇	敬避書法	一四五・三八四・三八五	闕字の制(本邦令の)	一六〇・一六五・三八六・三八九・
君主の名を嚴秘す	三九五	教律より法律への過渡期	三三九		三九一・三九三・三九四
君主の不可侵權と「タブー」	一七				
君主を觀るの「タブー」	一七				
君主を觀るは大不敬	三四七				

血統の保存	二二四・二五〇	原人の不安狀態	四三	故郷に豫言者無し	九七・三四五
協和	八一・八三	嫌名嫌避	一三六・三七六	國家生活法律生活の準備	三三六
協和性の消極規範	八三	嫌名不諱	一三六	要件	八一
減畫	一五二・三八八	權利	四四七	國家的團體形成の準備條	八一
原形論	一	權力	四四七	件	八一
原始社會	四九	原力論	一	國諱	一三八・三七一
原始社會に於ける消極的	四四五	公諱	三七七	國王の公道	一一一・三六七
規範	四九	公權制裁	九・一二	國王は一切の刑事訴訟の	一一三
原始人	九〇	公權力の制裁	四四六	原告	一一三
原始法は侵犯禁止令	一・三	公債證書	二五	國王は正義の源泉	一一二・三六七
原質論	二八	公式令(明治四十年)	一六〇・三九四	國王は宮殿に籠居す	一一九・一二一
原質三規範の分化	五	公娼俗と混交狀態	一八〇	國王は垂簾す	一一〇・一二一
原質規範の概念化と體制	一〇・二二	公道の人	一一一・三六七	國王は覆面を爲す	一一〇・一二一
原質規範の主體的法化	一〇・二二	公文式(明治十九年)	一六〇・三九四	國王は王國一般の治安維	三六七
原質規範の客體的法化	四	五戒	六	持者	三六七
原質規範の主觀制裁	四二八	五箇條之御誓文	二四・二八	國王は王國の總治安維持	一一一・一二三
現實の報復的責罰	四二八			國王の治安	一〇三・一〇四・一〇五・

十惡	三四一・三四二	昇殿資格	一一四・一一五・三三〇	神聖	三〇九・三一一・三二五・四四七
十誠	二〇	娼婦	一八〇・一八一・一八二	神聖不可侵の物	一〇一
習俗規範	四・六・一〇	社會規範の法化	三・一〇	神孫	八七・九九・三五二
習俗規範の法化	二二	社會規範の法性享受	一七	神通力	八七八
「しめ」(標)	六八・三三九	社會規範違反者の制裁	五	神罰	三四七
標繩	六八・六八・三三九	社會制裁	五	神祕的制裁より現實的制裁へ	二九二・四二九
標繩の意義	六八・三三三	社會制裁の體制化	八	親子婚	二一〇
標繩は不可侵の標識	七・七二	社會的制裁より刑罰へ	二六九	親子婚の「タブー」(本邦に於ける)	二一一
注連繩	六八・三二七	「ジャンネツプ」の研究	二八二・四一九	親子間の性交禁忌	二二五
注連繩(朝鮮の)	七二	「ジャンボン」	一九八	親子間性交の制裁	二二六
注連繩類似の習俗	七三・三三三	呪咀罪	四三九	親族相婚(本邦古代の)	四〇八
下人	一一五	省字	四三八	心的結合	八二・三三七
將軍の御成	一一三	贖罪	二六九	人権宣言	二四・二八
將軍御成の節差上ぐる證	一一三	贖罪の爲めに財貨を捧呈す	四三三	人定罰	二四八
文	一一三	觸接	七四・二七六・三三四・四一四	人的「タブー」の延長性	二七三
商事法令(「ルイ」十四世の)	一四	觸接の「タブー」	九八・二四二・三五二	人民の治安	三六八

由	二五〇	稱呼敬避俗の三種	三六九	神聖	三〇九・三一一・三二五・四四七
從兄弟姉妹の相婚は「タブー」	二五五・二五七	稱號を用ふ	三七〇	神聖不可侵の物	一〇一
從兄弟姉妹相婚禁止の理由	二四九	所有權不可侵の觀念	四二六	神孫	八七・九九・三五二
由	二五三	白鮫の「タブー」	二七八・四一六	神通力	八七八
從姉妹を娶る義務	二五三	尻久米繩	六六・六七・六八・三二七	神罰	三四七
從姉妹を娶る權利	二五一	尻久米繩の意義	三二八	神祕的制裁より現實的制裁へ	二九二・四二九
從屬の「タブー」	二七三	「ジレン」	一八六	親子婚	二一〇
主觀制裁	四	神意の啓示	一七	親子婚の「タブー」(本邦に於ける)	二一一
主觀的他働的制裁	二九〇	神意に通ずる者	九三	親子間の性交禁忌	二二五
主權の不可侵性	九〇・三四一	神裔	九三	親子間性交の制裁	二二六
主體的法化	一〇・一三	神權政治	八六・八七・八八	親族相婚(本邦古代の)	四〇八
自働的制裁	二九一・二九七・四二八	神權統治者	八八	心的結合	八二・三三七
種族保存の原動力	一九一	信仰規範	四・六・一〇・一九	人権宣言	二四・二八
種族保存作用	一九四	信仰規範の三種	三一	人定罰	二四八
首長の超人的能性	九三・三四一	信仰規範の法化	一〇・八六	人的「タブー」の延長性	二七三
準軍事別産	二六	信仰は政權を生ず	八六	人民の治安	三六八
稱呼の「タブー」	一二七・二四七	新語の鑄造	一三二		

人名地名を改む	一四一・三八〇	性交關係の公認	一七二・一七三・	善惡なる抽象的觀念	二七六・三二五・四一四
人類生存の法則	四七	性交の繼續	三九七	占有の標識	四四七
人類の保身作用と「タブー」	三〇六	性交の排他的	一六九・三九六	「ゼンダヴェスタ」	三三一
人類の社會的生活の心理的求心力及び凝聚力	四四四	性交の排他と貞操	一七〇・三九七		六
垂簾	三四九	性交の「タブー」違反の冥罰	三九八	そ	
數夫一妻制	三九六	生活狀態の統一	四〇九	總主に對する信念	四三
數夫數妻制	三九六	政權制裁	八二	總主の怒に對する恐怖	四三
「スヴェタツケ」	一七七	生存資料專占の保障	八八	族長權	九〇
鈴木朗の説	五六	政治王と「タブー」王	二七一・四一一	賊盜律	二一
「スベンサー」	一六八	性慾と嫉妬	三三三	組織的團體と集中的引力	三四〇
		消極的規範と冥罰	一九二	祖先崇拜	四九・五〇・九九
せ		設定の「タブー」	三三九	尊貴の實名を敬避するは人類通有の習俗	三七三
「せ」	二二九・三三〇・三三一	竊盜行為の公認	三二五・四一四	尊貴の名を生前に敬避する	三七五
「せこ」	二二九	「ゼノファン」	四二二	尊名敬避の習俗	一三五
		宣言(「タブー」設定の)	六四・	た	

戴冠式布告の治安	三六五	盜奪は智行	四二〇	「タブー」の基礎	四二・四七・三〇八
大國道の治安	三六六	盜品は神賜	二八三・四二二	「タブー」の成立	六三
代字の制	一四七	堂上人	一一五	「タブー」の效用	五四・四四四
大小乗の諸經	六	道德的制裁	九	「タブー」の符號	四二五
擽頭	一五四・一五五・一五七・一五八・一六〇・一六三・一六五・三八九・三九一・三九四	唐六典	一四九・一五五	「タブー」の命令	四六
擽頭平闕の制猶存す	一六〇・三九四	唐律疏議	二九三	「タブー」の保護	二七五
大日本史を進る表	一六三	他働的制裁	二九一・二九七	「タブー」の創定	六三
太平洋諸島の民俗	三〇四	他働的制裁の法性享受	二五九	「タブー」の標示	二七四・二八一・二八四
「タイロル」の説	八九	「ターナー」の「サモア」嶋誌	四一六	「タブー」の感傳性	七四・三五六
「ダーウイン」	一七六・一八九・二六一	「タヒチ」	一一一	「タブー」の延長性	七五・一〇一・三三五・三五四
「ダーウイン」の嫉妬説	一八九・一九〇	taboo, tahu.	三〇四	「タブー」の分化	七六・八四・八五
盜罪の不存在	二九二・四二〇	「タブー」の語義	三二・三〇八	「タブー」分化の三様	八〇
盜奪公認の習俗	二八二・二八四・	「タブー」の定義	三〇四	「タブー」は普遍的習俗	三二・
盜奪公認と財産權の起原	二八二・	「タブー」の本質	四二・三〇五	「タブー」は法の前身	九一
		「タブー」の種類	五八・三一六	「タブー」は神意	二七七
		「タブー」の起原	四九・三二二		

「タブー」は消極的規範 四二八・四三〇・五三三・九三〇	「タブー」は行為の禁諱 三〇四	「タブー」は制裁有る行為の規範 四四四・四四五	「タブー」は原始的團體組成の要素 八二	「タブー」は專制政治の代用物 三三八	「タブー」は相互不侵の規範 九一	「タブー」は我有他有不可侵の保障 二七二	「タブー」は盜奪公認に對する反對習俗 二八四・四二二	「タブー」設定權 三三三・三三三・三三五	「タブー」設定權者 六三・六四	「タブー」設定の特權 三三三・三三三・三三四	「タブー」設定の方法 六四・二七六	「タブー」と自他專占不可侵の觀念 四二二	「タブー」と財産權 二七一・二七二	「タブー」は所有權を生ず 四一〇・四二二・四二〇	「タブー」と敬避 二八七・四二五	「タブー」と婚姻 三〇七	「タブー」に依る不可侵圏 一六九・三九六	「タブー」と主權 九二・三四〇	「タブー」は首長の權を不可侵ならしむ 九五・三三三	「タブー」と主權不可侵の原則 九七・三四六	「タブー」と法律 三三二	「タブー」と法律觀念 三三六	「タブー」と刑法 二八九・四二六	「タブー」の制裁の二種 四三〇	「タブー」と國家の法禁 四四六	「タブー」と公的共同生活の維持 三三八	「タブー」違反は招災の行為 四四〇	「タブー」違反の制裁 二三八・二六二・三九八・四四三	「タブー」違反に對する冥罰 三九八・四〇一・四〇四・四〇九・四三三	「タブー」侵犯に對する報復的制裁 四一五	「タブー」違反の制裁に對する恐怖 四二六
--------------------------------	--------------------	----------------------------	------------------------	-----------------------	---------------------	-------------------------	-------------------------------	-------------------------	--------------------	---------------------------	----------------------	-------------------------	----------------------	-----------------------------	---------------------	-----------------	-------------------------	--------------------	------------------------------	--------------------------	-----------------	-------------------	---------------------	--------------------	--------------------	------------------------	----------------------	-------------------------------	--------------------------------------	-------------------------	-------------------------

「タブー」違反に對する除災式 四三三	「タブー」觀念より法治觀念へ 一一二・三六七	「タブー」の禁忌より法律の禁令へ 四四八	「タブー」より犯罪へ 二六二	「タブー」と同義の語 三四	「タブー」 三〇九	「タブー」 三四・三五・三〇九・三一〇	「タブー」 三五	「タブー」 三一〇	「ダルマ、サストラ」 六	男女有別 七七・七八・一九五・二〇四・二〇五・三九九・四〇〇	男女不同レ席 一九五	單數配偶婚 一六九	團體の凝集力 九三	團體婚 二六〇	談話の「タブー」 二四六	治安の維持 九〇	治安の擴張(人に依る) 三六四	治安の擴張(時に依る) 三六五	治安の擴張(所に依る) 三六六	治安の賣買 三六五	近づく可らざる人 二四六	千座の置戸 四三五	地下人 一一五・一一六	地券 二五	Distance lands 二五	enchantment. 九七	「デロー、ツローン」 一七五	追放 四三二	通行の「タブー」 二八五・四二二	津田氏の避諱制廢止の建議 一四三・一五二・一五六・三九〇	罪 四四七	罪に關する本居宣長の說 四三六	罪の基本觀念 四三八	帝國議會奉答文 一六五	帝國憲法制定の御告文 一六一	貞操 一六一・三九八	貞操の「タブー」違反より生ずる冥罰 四〇一	超自然力の存在に關する觀念 五一	超自然力の恐怖 九一	超自然力に依る規範 三〇七
-----------------------	---------------------------	-------------------------	-------------------	------------------	--------------	------------------------	-------------	--------------	-----------------	-----------------------------------	---------------	--------------	--------------	------------	-----------------	-------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------	-----------------	--------------	----------------	----------	----------------------	--------------------	-------------------	-----------	---------------------	---------------------------------	----------	--------------------	---------------	----------------	-------------------	---------------	--------------------------	---------------------	---------------	------------------

超自然力の信仰に依る求 心力	九四・三四三	同情心	三四〇	特権の「タブー」	六〇・三一九
超自然的制裁	九・八八・二四八	同姓不婚の「タブー」	二〇一・二〇二	特別の「タブー」	五八・三一七
超自然力と超個人力	二八九	同姓不娶	七七・二〇〇・二〇四	特稱式	一八三
朝敵	一一四	同族婚	一七〇・三九六	年廻り	二七〇
殿上人	一一五	同「トリーテム」の不娶	二〇一	土地公有権廢止	二七
天命を享けたる君	八七・九三	同母兄弟姉妹の通婚の禁	二二六・ 二三八・二四〇	土地所有權と「タブー」	二七七・ 四一五
天皇の尊稱	一四二・三八一	同紋不娶と父子相婚	二二三	「トリーテム」の起原	二〇一
と		徳川將軍の御成	三五一	「トムソン」の説	八九
統一論	一	毒魚の「タブー」	二七八・四一六	な	
同一の求心力	三四〇・三四三	徳義規範	四・六・一〇	名	
同級結婚	二二三	徳義規範の法化	一一	名に關する「タブー」	一二七
投槍距離	一〇三・一〇四・三五九・ 三六〇	徳教規範の禮典	七	名を生前にも敬避す	一二八
動産所有の「タブー」	二八五・四二三	徳教と法規との分化	二二	内婚俗	一九九・二〇二・二〇六・二〇九・ 二一九・二二二
闘訟律	二二	獨身舎	一九七・二一五・二二七	内史答書	一六〇・三九四
同字同音を避く	一四〇・三七九	獨身者合宿所	二八六・一九八・二〇五	「ナイセセ」	一二九・三七〇
		獨身者自由性交説と混交 状態	一八一		

内族婚	四〇七・四〇八	配偶者の數	一七三	法原論	一・三
内族婚と近親性交の「タブー」	四〇七	妨害作用の自覺	八四	法勢論	一
中村久四郎博士の説	三九五・三八六	賠償	二八六・四二四・四三三	法規形成と文化程度	二九
に		「バイブル」	六	法化徳義規範の改廢	二〇
二條家番所日記	一五〇	報復	二六九・二八六・四二四・四二八	法化信仰規範の改廢	一九
女人禁制	二〇四・三九九	報復的制裁	二七六	法化習俗規範の改廢	二二・二六・二七
二名不偏諱	一三七・三七七	「ハギオス」	三六・三二二・三一五	法律進化論の體系	一
二名偏犯者	一三七	發達論	一	法律感覺の萌芽	三三七
「ニュー、ジブランド」	二七四・ 二七五・四一三・四三一・四三二	「バツフオーフェン」	一七五・一八七	法律的禁諱	四三二
の		「バツフオーフェン」の母 權論	一八七	法律的制裁	四三〇
農業妨害の罪	四三九	法の原質たる三規範	三	「ハムムラビ」法典	四四三
は		法の起原に關する學説の 二大派		祓と刑法との併存	二二・四三三・四三四
配偶の確立	一六九・三九六	法の造化説	三〇一	祓と財産刑	四四〇
		法の進化説	三〇二	祓と民事賠償法	四三七
		法は作りたるものとの説	三〇一	「はらひつもの」(祓具)	四三五
		法は成りたるものとの説	三〇一	「ハワイ」の兄弟姉妹の稱 呼	二三四

「ハワイ」式 犯諱の制裁 半血兄弟姉妹婚 半昇殿 半神 蠻民法 「バマリ」	一八四 一六六・一六八 二二四 一一六 八七・九三・九五 一三 三五・三一〇	人形 人の「タブー」 丙午の女を忌む 日御綱 祕名俗 廟諱	四三六 六一・三二〇 二七〇 六六・三二七 二二八・三七〇 一三八	服従の習性 複數配偶婚 覆面 不敬罪 父系俗 武家に於ける敬諱 不書の制 婦人の「タブー」 婦人を汚穢物と爲す 物名敬稱 物的「タブー」は人的「タブー」の延長 物的「タブー」は財産權の起原 佛菩薩聖賢の名を敬避す 不貞行爲に對する冥罰	三三六 一六九 三四九 一一八 一八八 三八九 一四六 一七四・二〇三・ 三九九 二〇三・三九九 一三八 二七四・四一三 二七二 一四二・三八一 二六四・ 四〇一
避諱の起原 避諱違犯の制裁 避諱制廢止の議 避唱俗 避唱は普遍的習俗 避書俗 避書の制(本邦の) 避書敬諱制の種類 避書法の諸種	一三六 一六六 一五二・一五六 二一九・三七一 一三〇 一四五・三八四 三八六 一四六 三八五	「ファデー」 「ファレー」 「フイゾン」 風俗を害する罪 不孝之罪 不可侵の標識 不可侵圈 服従 服従の中心 服従性の統一	三五・三一〇 三五 一八六 四三九 二〇 三三一 一〇三・一〇四・三五九 八一・八六 八三 八三 八三	「ヘロドツス」 變字の制 偏旁加除 「ヘンリー」第八世の法律 「ベルガブート」の祓除式 「ベマリ」 「ベレタチーク」	二一九・二七八 一四八 一四八 一〇五 二五六 三五・三一〇 一〇
不貞行爲に對する「タブー」 「ブラック、リスト」 「フランス」革命 「フランス」革命憲法 「プリントン」の説 「フレイザー」の説 「フレイザー」の記載 「フレホン」法 「フロイド」の説 文化低級民の道義觀念の表示	三九八 二九六 二四 一九 三四 三三・一八五 一八六・二五〇 四二二 一〇四・三六〇 三三・八五 四四六	「ホワイラー」 撲滅の「タブー」 母系俗 母系俗と混交状態 保護の「タブー」	一八二 六一・三二〇 一八七・一八八 一八六 六一・三二〇	保全本能(人類の) 沒收 「ボソ」 「ボツ」 「ホップハウス」の説 「ボボン」 「ボマリ」 「ポリネシヤ」諸島 本邦の諱の制度 本邦律	五一・五二・五三 四三二 三五・三一〇 三五・三一〇 一七三・二八二 三五・三一〇 三五・三一〇 三四・一三〇・ 二七四 一三九・一四一 二九三

「マクレンナン」 「マクレンナン」の母系説 魔神 「マダガスカール」	一七五・二八〇・ 一八七 四四七 三五・二八一・ 四〇〇	「マクレンナン」 「マクレンナン」の母系説 魔神 「マダガスカール」	一七五・二八〇・ 一八七 四四七 三五・二八一・ 四〇〇
---------------------------------------------	------------------------------------------	---------------------------------------------	------------------------------------------

「マダガスカル」に於ける「タブー」	二八五・四一九・四二二	民衆の舊慣	一八	「モーゼ」法	一六・四四三
「マナヴァ、ダルマ、サストラ」	一〇	民事損害賠償の端緒	四三四	本居宣長の説	六七・四三四・四三六
「マヌー」の法典	一一九・四四三	民事制裁	四三四	「ものいみ」	四三七
「マルクエーサス」群島	二七七	民族精神	二二	物の「タブー」	三九・三一四
「マレー」諸島	三五・二八〇・四一八	民族移住と新立法	一五	物の怪	六一・三二〇
「マレー」式	一八四	民俗の自然發生	五一	物の利用は事實關係	四四七
		無差別的性交	三九六	物の所有は事實關係	二八一
み		無能力の「タブー」	六〇・三一九		四一九
未婚婦女自由性交	一八二	「ムルー」	四三一	化	二六九
身濼	四三三			冥罰必至の信念	四二七
水垢離	四三三	め		冥罰より現罰へ	八八・一七一・二八七
見ぬ人	二四六	迷信的黑表	二九六	「メイン」の説	二二・五三
明法寮より式部寮への問合	一五七	明治維新の革新	二四・二八	目見え	一一四・二二五・二二六
名例律	一〇	明治天皇の御告文	一六一	「メネス」神	一七七
見ると目がつぶれる	二一八	冥罰の種類と制裁の人爲	三八二	「メラネシヤ」諸島	三四・九九・四三三

「モルガン」	一七五・二八四・二八六	禮記	七七・七八・一九五	兩性混交状態	二六〇
「モルガン」始唱の特稱式と級別式	一八三	雷の「タブー」	二七九・四一七	兩性相避の「タブー」	七六・七七
「モンテズマ」	二二	離隔	五五・九六・九七・三〇六・三四四・三四五	一九二・一九三・一九四・一九五・一九六・一九七・一九八・二〇〇・二〇一・二〇二・二〇三・二〇四・二〇五	一九六・一九七・一九八・二〇〇・二〇一・二〇二・二〇三・二〇四・二〇五
家守杖	一一三	離隔は保全作用	四八	兩性相避の範圍	二〇八
ゆ		「リクルグス」の變法	一七	兩性相避は普遍現象	一九四
「ユダヤ」	三一・一四四・一	離婚禁止の法律	一九	兩性相避の「タブー」は近親婚禁止法の原質	二〇四
よ		律疏殘篇	二〇・二六七	兩性相避「タブー」の變遷	二〇七
豫言者の遺訓	一八	立法の漸成と速成	一七	兩性相避と低級性徳	一九六
横木の「タブー」	二七八・四一七	立法上の客體的法化	二二	掠奪婚	二四一・四三一
四目十目	二七〇	立法權の發達	二四	陵諱	一三八
夜目遠目傘の内	九七・三四五	「リヴァース」	一八五	「リリン、ドラガ」	三三七
ら		兩性關係(太初期の)	一七五	臨文の諱	一四五・三八四
		兩性關係の混交状態	一七六・一七八・一八六	類聚國史	一四一
		兩性關係公認の要件	三九七		

類聚三代格 「ル、ロア」の説	一四〇 四二	わ 王の神威 王名を唱ふる者は死に處す 和田英松博士の説	一〇二 三七三 一四一
霊鬼の怖れ 禮書と法典 「出禮入刑」 「レイナツシ」の説 respectful distance.	一六・五二 一一 一一 四四・八五 五七・三〇八		
ろ 籠居 「ロシヤ」革命 「ロード、エーツバレー」 「ロード」海法 「ローマ」の軍功別産と公務別産	三四八 二六 一七五・ 一七九・一八〇 七 二六	索引終	

昭和二年一月廿九日印刷
昭和二年二月一日發行

法律進化論第三冊奥付
定價金四圓五十錢

禁 著 作
漢 所 有
譯 權

著者相續人

穂積重遠

印刷者

島連太郎

印刷所

三秀舎

發行所

東京市神田區
南神保町一六

岩波書店

電話九段(三三)二一〇九番
振替口座東京二六二四〇番

穂積陳重著述既刊書目

法典論

哲學書院發行 (定價金七拾錢)

Ancestor-Worship and Japanese Law.

丸善株式會社發行 (定價金貳圓)

同上獨譯

有斐閣發行 (定價金五拾錢)

五人組制度

丸善株式會社發行 (定價金五拾錢)

佛蘭西民法の將來

丸善株式會社發行 (定價金壹圓貳拾錢)

The New Japanese Civil Code, as Material for the Study of Comparative Jurisprudence.

同上伊譯

丸善株式會社發行 (定價金壹圓貳拾錢)

Maria Scialoja, Il Nuovo Codice Civile Giapponese, qual

帝國學士院發行

由井正雪事件と徳川幕府の養子法

有斐閣發行 (定價金八圓五拾錢)

隱居論

有斐閣發行 (定價金參圓五拾錢)

法窓夜話

有斐閣發行 (定價金參圓)

祖先祭祀と日本法律

有斐閣發行 (定價金參圓)

「タブー」と法律

帝國學士院發行 (賣價金貳圓五拾錢)

諱に關する疑論

有斐閣發行 (定價金六圓)

五人組法規定集

有斐閣發行 (定價金六圓)

實名敬避俗研究

刀江書院發行 (定價貳圓參拾錢)

530
15

